

南三陸町地域防災計画

風水害等災害対策編

平成29年4月

南三陸町防災会議

第3編 風水害等災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的と構成	1
第2節	各機関の役割と業務大綱	6
第3節	南三陸町の概況	13
第4節	想定される災害	17

第2章 災害予防対策

第1節	風水害等に強いまちづくり	19
第2節	建築物等の予防対策	28
第3節	ライフライン施設等の予防対策	29
第4節	防災知識の普及	30
第5節	防災訓練の実施	31
第6節	自主防災組織の育成	32
第7節	ボランティアの受入	33
第8節	企業等の防災対策の推進	34
第9節	情報通信網の整備	35
第10節	職員の配備体制	37
第11節	防災拠点等の整備	40
第12節	相互応援体制の整備	41
第13節	医療救護体制の整備	42
第14節	緊急輸送体制の整備	43
第15節	避難対策	44
第16節	避難収容対策	46
第17節	食料、飲料水及び生活物資の確保	47
第18節	避難行動要支援者・外国人対策	48
第19節	複合災害対策	49
第20節	廃棄物対策	50
第21節	火災予防対策	51
第22節	林野火災予防対策	52
第23節	危険物等災害予防対策	54
第24節	海上災害予防対策	55
第25節	航空災害予防対策	60
第26節	道路災害予防対策	61

第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制	63
第2節	防災気象情報の伝達	74
第3節	情報の収集・伝達	82
第4節	通信・放送施設の確保	86
第5節	災害広報活動	90
第6節	警戒活動	92
第7節	相互応援活動	94
第8節	災害救助法の適用	95
第9節	自衛隊の災害派遣	96
第10節	救急・救助活動	97
第11節	医療救護活動	98
第12節	交通・輸送活動	99
第13節	ヘリコプターの活動	100
第14節	避難活動	101
第15節	応急仮設住宅等の確保	103
第16節	相談活動	105
第17節	避難行動要支援者・外国人対策	106
第18節	家庭動物（ペット）の収容対策	107
第19節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	108
第20節	防疫・保健衛生活動	110
第21節	遺体等の捜索・処理・埋葬	111
第22節	廃棄物処理活動	112
第23節	社会秩序の維持活動	113
第24節	教育活動	114
第25節	防災資機材及び労働力の確保	116
第26節	公共土木施設等の応急対策	118
第27節	ライフライン施設等の応急復旧	120
第28節	農林水産業の応急対策	122
第29節	二次災害・複合災害防止対策	123
第30節	応急公用負担等の実施	124
第31節	ボランティア活動	125
第32節	海外からの支援の受入	126
第33節	火災応急対策	127
第34節	林野火災応急対策	129
第35節	危険物施設等の安全確保	131
第36節	海上災害応急対策	132
第37節	航空災害応急対策	136
第38節	道路災害応急対策	138

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	139
第2節	生活再建支援	140
第3節	住宅復旧支援	142
第4節	産業復興の支援	143
第5節	都市基盤の復興対策	144
第6節	義援金の受入、配分	145
第7節	激甚災害の指定	146
第8節	災害対応の検証	147

第3編 風水害等災害対策編

<風水害等災害対策編の内容について>

風水害等については、集中豪雨及び台風等が要因となり、高潮、河川等の氾濫、ため池の決壊、並びに急傾斜地崩壊（崖崩れ）及び地すべりなどの土砂災害が発生するものである。

一方、地震災害は、地盤の変動及びそれに伴う津波の発生等により、様々な災害が発生するものであるが、現象としては風水害等と同様の被害ととらえられる。したがって、要因は異なっているものの、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、風水害等と地震災害とではおおむね同様とみなすことができる。

そこで、本編では、地震災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、風水害等対策において特有な施策内容の部分のみ、特に掲示したものである。

なお、省略した他の内容については、地震災害対策編中の表記に関し、例えば「地震」及び「地震災害」を「風水害」、「耐震性」を「風水害に対する安全性」などとして、必要に応じ読み替えることとする。

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等災害に対処するため、町内での風水害等災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、町その他の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、南三陸町の地域における防災活動の効果的かつ具体的な実施を図り、町土並びに町民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するとともに、また被害を軽減することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「南三陸町地域防災計画」で、風水害等に関し「風水害等災害対策編」として南三陸町防災会議が作成する計画であり、本町における風水害等の防災対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき風水害等の防災対策の基本的事項及びこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

本町では、風水害等災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や県、地方公共団体等が行政の施策として行う「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策の取りうる手段を組み合わせ、町域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより風水害等の防災対策を推進する。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき随時検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期す。

第4 計画の構成

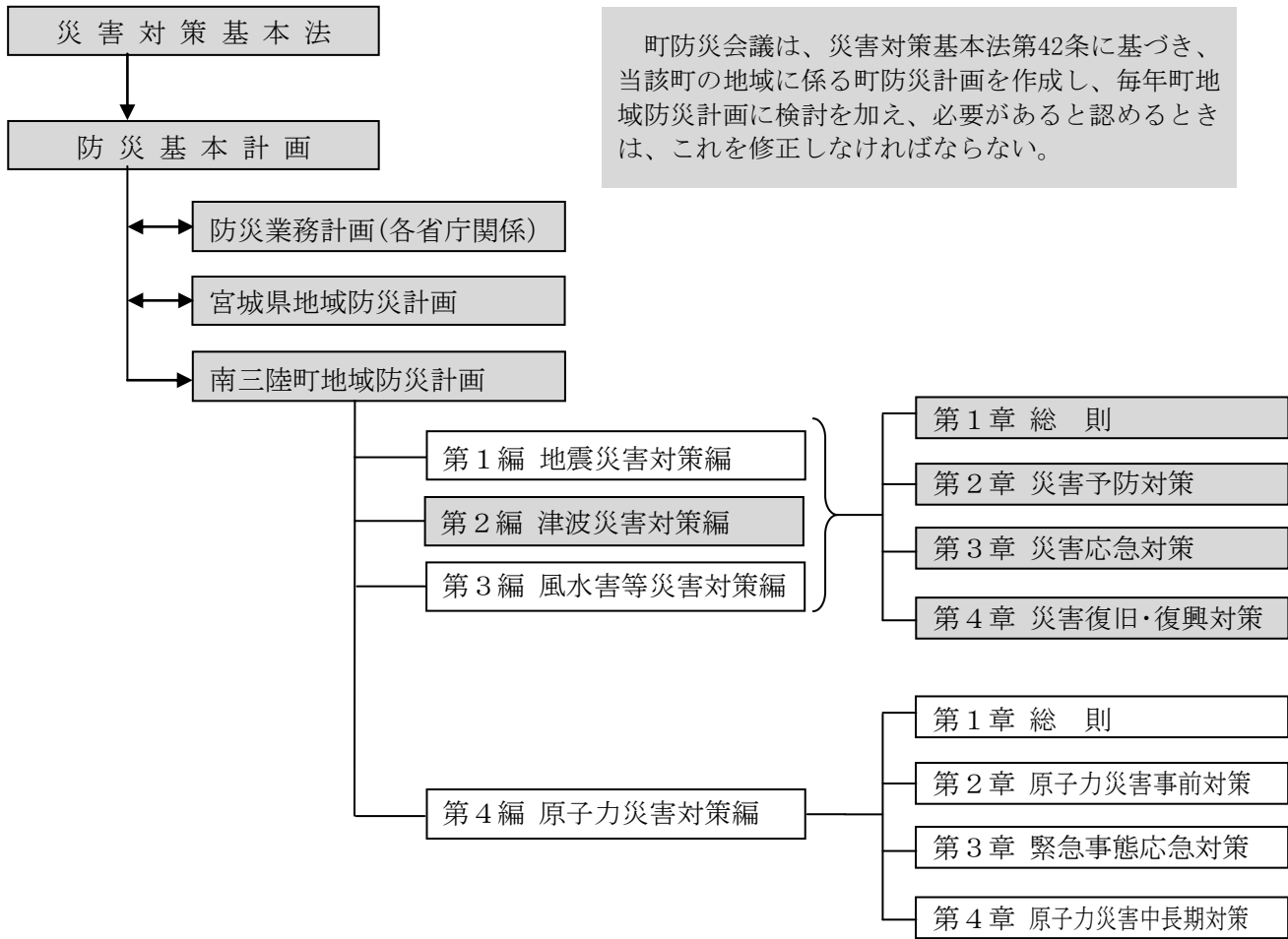
- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策



第5 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、町域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、町の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、町が主体となりつつも国・県等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、ハード対策によって被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる災害に備える。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、

災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的な避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や研修の充実、避難場所や避難路の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整える必要がある。そのため、町の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結など、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時において被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等を、正確かつわかりやすく速やかに公表、伝達するよう努める。

5 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

町は、風水害等災害の特殊性を考え、行政による応急活動「公助」には限界があることから、町民一人一人が防災に対する意識を高め、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6 二次災害の防止

大規模災害の発生時の二次災害（余震又は降雨等による水害・土砂災害、構造物の倒壊、地盤沈下による浸水等）を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行うものとする。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害発生時の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の、大量発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

8 避難行動要支援者対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者においては、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において多くの問題が介在している。

そのため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難行動要支援者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等における配慮等、避難行動要支援者の対策の充実・強化を推進する。

9 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時における情報通信の重要性にかんがみ、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る。

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって

引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行うこととする。

11 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域生活者の多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における町民の参画及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画等、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第6 計画の習熟等

町は、その他の防災関係機関と連携して、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟等に務め、災害への対応能力を高める。また、この計画の内容を地域住民に常に周知徹底することとする。

第7 用語の意義

この計画において使用する主な用語の意義について、次のとおり定める。

計画中で使用する用語	用語の意義
町防災計画	南三陸町地域防災計画をいう。
県防災計画	宮城県地域防災計画をいう。
町災対本部	南三陸町風水害等災害対策本部をいう。
町本部長	南三陸町風水害等災害対策本部長をいう。
警戒本部	南三陸町風水害等災害警戒本部をいう。
現地災対本部	南三陸町風水害等現地災害対策本部をいう。
県災対本部	宮城県災害対策本部をいう。
県本部長	宮城県災害対策本部長をいう。
水防計画	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第32条に基づき、水防管理団体として南三陸町が定める水防計画をいう。
水防本部	南三陸町水防本部をいう。
防災関係機関	南三陸町、宮城県、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部並びに町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等を総称していう。
消防本部	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 消防本部をいう。
消防団	南三陸町消防団をいう。
警察署	南三陸警察署をいう。
避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる建物で、町が指定するものをいう。
避難場所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者が一時的に避難するための広場、グラウンド等で、町が指定するものをいう。

計画中で使用する用語	用語の意義
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町その他の防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化してゆく。また、町その他の防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等災害防止のため相互に協力するものとする。

第2 組織

1 防災会議

南三陸町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条に基づく南三陸町防災会議条例（平成17年南三陸町条例第15号）第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

2 町災対本部等

南三陸町の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害対策基本法に基づく町災対本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災対本部を設置する。

第3 各機関の役割

1 南三陸町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、南三陸町の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体

公共的団体（漁業協同組合、農業協同組合等）及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 町民

- (1) 町民一人一人は「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、風水害等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。
- (2) 「最低3日間・推奨1週間」分の食料や飲料水、生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。
- (3) 地域内の住民は、各地域における自主防災組織への加入や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。
- (4) 過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7 企業

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所内等にとどめておくことができるよう、平常時から積極的な広報や必要な物資（「最低3日間・推奨1週間」分の食料や飲料水）の備蓄等に努める。

第4 処理すべき業務の大綱

町その他の防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1 町

- (1) 南三陸町防災会議及び町災対本部に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導に関すること。
- (3) 防災に関する施設・設備の整備に関すること。
- (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施に関すること。
- (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災対本部に対する報告に関すること。
- (6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設に関すること。
- (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施に関すること。
- (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助に関すること。
- (9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。
- (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施に関すること。
- (11) 危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策に関すること。
- (12) 公立保育所（園）、小・中学校の応急教育対策に関すること。
- (13) 町立学校施設の災害対策に関すること。
- (14) 町立学校児童生徒の安全対策に関すること。
- (15) 災害ボランティアによる防災活動の環境整備に関すること。
- (16) 災害時におけるごみ、し尿、その他の清掃活動に関すること。
- (17) 医療救護対策に関すること。

- (18) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務に関する事。
- (19) その他災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置に関する事。

2 一部事務組合（気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部）

- (1) 災害情報等の収集及び警戒・警報等の広報
- (2) 水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。
- (3) 水害、火災及びその他の災害並びに救急、救助の情報に関する事。
- (4) 人命の救助及び応急救護並びに救急に関する事。
- (5) 危険物施設及び消防用設備並びに火気使用設備器具等の規制指導に関する事。
- (6) 町民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。
- (7) 消防計画の作成(修正)に関する事。

3 県の機関

- (1) 気仙沼地方振興事務所
 - ア 宮城県災害対策本部気仙沼地方支部運営の総合調整に関する事。
 - イ 町その他の防災関係機関等との連絡調整に関する事。
 - ウ 被害情報の収集・報告等に関する事。
 - エ 県職員の初動派遣等に関する事。
 - オ 自衛隊の災害派遣に関する事務に関する事。
 - カ 消防対策に関する事務に関する事。
 - キ 町民相談に関する事。
 - ク 商工業対策に関する事。
 - ケ 食糧供給対策に関する事。
 - コ 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進に関する事。
 - サ 農林業対策に関する事。
 - シ 海岸保全対策に関する事。
 - ス 水産対策に関する事。
 - セ 漁港対策に関する事。
 - ソ 農業農村基盤整備事業対策に関する事。
- (2) 気仙沼保健福祉事務所
 - ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく災害救助事務に関する事。
 - イ 生活福祉に関する事。
 - ウ 医療救護に関する事。
 - エ 防疫対策に関する事。
 - オ その他保健環境対策に関する事。
- (3) 気仙沼土木事務所
 - ア 水防・住宅対策に関する事。
 - イ 道路の災害予防及び災害復旧に関する事。
 - ウ 交通施設、障害物の除去その他土木建築対策に関する事。
 - エ 港湾対策に関する事。

4 指定地方行政機関

- (1) 東北森林管理局宮城北部森林管理署
 - ア 山火事防止対策

- イ 災害復旧用材(国有林材)の供給
- ウ 林道の適正な管理
- (2) 東北経済産業局
 - ア 工業用水道の応急・復旧対策
 - イ 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の受給対策
 - ウ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
- (3) 第二管区海上保安本部宮城海上保安部気仙沼海上保安署
 - ア 災害予防
 - (ア) 防災訓練に関する事項
 - (イ) 海上防災講習会等啓発活動に関する事項
 - (ウ) 調査研究に関する事項
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 警報等の伝達に関する事項
 - (イ) 情報の収集に関する事項
 - (ウ) 活動体制の確立に関する事項
 - (エ) 海難救助に関する事項
 - (オ) 緊急輸送に関する事項
 - (カ) 物資の無償貸与又は譲与に関する事項
 - (キ) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項
 - (ク) 流出油等の防除に関する事項
 - (ケ) 海上交通の安全確保に関する事項
 - (コ) 警戒区域の設定に関する事項
 - (サ) 治安の維持に関する事項
 - (シ) 危険物の保安措置に関する事項
 - ウ 災害復旧・復興対策
 - (ア) 海洋環境の汚染防止に関する事項
 - (イ) 海上交通の安全確保に関する事項
- (4) 仙台管区气象台
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
 - イ 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。
 - ウ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確な防災関係機関への伝達及び防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。
 - エ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報利用の心得などの周知・広報に関すること。
 - オ 町が行う避難勧告等の判断及び伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関すること。
 - カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や町に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
 - キ 県や町その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

- (5) 東北総合通信局
 - ア 放送・通信設備の耐災性確保の指導に関する事。
 - イ 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備に関する事。
 - ウ 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置に関する事。
- (6) 東北農政局
 - ア 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導に関する事。
 - イ 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導に関する事。
 - ウ 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導に関する事。
 - エ 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導に関する事。
 - オ 土地改良機械の貸付及び指導に関する事。
 - カ 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。
- (7) 東北地方整備局仙台河川国道事務所気仙沼国道維持出張所、三陸道維持出張所
 - ア 直轄道路の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理に関する事。
 - イ 直轄道路の災害応急復旧工事の実施に関する事。
 - ウ 直轄道路の交通確保に関する事。

5 自衛隊

- (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動に関する事。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関する事。
- (3) 災害時における応急医療・救護活動に関する事。

6 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社宮城支店
 - ア 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事。
 - イ 電気通信システムの信頼性向上に関する事。
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保に関する事。
 - エ 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事。
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村その他の防災関係機関との連携に関する事。
- (2) 東北電力株式会社気仙沼営業所
 - ア 電力供給施設の防災対策に関する事。
 - イ 災害時における電力供給の確保及び情報の収集に関する事。
- (3) 日本赤十字社宮城県支部
 - ア 医療救護に関する事。
 - イ 救援物資の備蓄及び配分に関する事。
 - ウ 災害時の血液製剤の供給に関する事。
 - エ 義援金の受付に関する事。
 - オ その他災害救護に必要な業務に関する事。
- (4) 日本放送協会仙台放送局
 - ア 地震・津波情報等の放送に関する事。

- イ 災害情報等の放送に関する事。
- (5) 日本郵便株式会社東北支社
 - ア 災害時の業務運営の確保に関する事。
 - イ 災害時の事業に係る災害特別事務取扱いに関する事。
- (6) 東日本旅客鉄道株式会社
 - ア 災害時の鉄道施設に関する事。
 - イ 災害時の鉄道復旧に関する事。
 - ウ 災害時の人命救助に関する事。

7 指定地方公共機関

- (1) 民間放送会社(テレビ・ラジオ放送各社)
地震・津波情報及び災害情報等の放送に関する事。
- (2) 公益社団法人宮城県バス協会
 - ア 災害時における緊急避難輸送確保に関する事。
 - イ 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達に関する事。
- (3) 公益社団法人宮城県トラック協会(登米・本吉支部)
災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関する事。
- (4) 一般社団法人宮城県LPガス協会
液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保に関する事。

8 南三陸警察署

- (1) 災害情報の収集伝達に関する事。
- (2) 被災者の救出及び救助に関する事。
- (3) 行方不明者の捜索に関する事。
- (4) 遺体の検視・見分に関する事。
- (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持に関する事。
- (6) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。
- (7) 避難誘導並びに避難所及び避難場所の警戒に関する事。
- (8) 危険箇所の警戒に関する事。
- (9) 災害警備に関する広報活動に関する事。

9 公共的団体

- (1) 南三陸農業協同組合
 - ア 農地、農業用施設に対する防災対策に関する事。
 - イ 災害時における主要食糧等の需給対策に関する事。
 - ウ 被災組合員に対する災害復旧資金の融資及び資材のあっせんに関する事。
 - エ 病虫害防除に関する事。
- (2) 宮城県漁業協同組合(志津川支所・歌津支所)
 - ア 気象情報、災害情報の収受及び伝達に関する事。
 - イ 漁場、漁業用施設に対する防災対策に関する事。
 - ウ 被災組合員に対する災害復旧資金の融資及び資材のあっせんに関する事。
- (3) 南三陸商工会
 - ア 災害時における生活必需物資等の需要対策に関する事。
 - イ 災害時における物価安定対策に関する事。
 - ウ 被災商工業者に対する災害復旧資金の融資のあっせんに関する事。

- (4) 一般社団法人南三陸町観光協会
 - ア 気象情報、災害情報の收受及び伝達に関すること。
 - イ 観光客の安全確保に関すること。
- (5) 南三陸森林組合
 - ア 森林治水、治山事業による災害防除及び応急対策の実施に関すること。
 - イ 被災組合員に対する事業費、資材の確保、あっせんに関すること。
 - ウ 災害時における木材の供給に関すること。
- (6) 南三陸町社会福祉協議会
 - ア 避難行動要支援者等への支援に関すること。
 - イ 災害ボランティアセンターの設置・運営及び救援活動の実施に関すること。
 - ウ 災害ボランティアコーディネーターの要請・活用に関すること。
 - エ 災害ボランティア、関係団体とのネットワークの整備に関すること。
- (7) 気仙沼市医師会及び病院等医療機関
 - ア 医療救護対策に関すること。
 - イ 災害時における傷病者の応急処置に関すること。
- (8) 報道機関(河北新報社南三陸支局・三陸新報社)
 - 災害情報等の報道に関すること。

10 防災上重要な施設の管理者

- (1) 危険物取扱施設の管理者
 - 災害時における高圧ガス、危険物施設の保安対策に関すること。
- (2) 病院、老人福祉施設、障害者施設、大規模店舗、私立幼稚園、保育園、ホテル、工場等
 - ア 防災保安施設の整備及び自衛防災体制の確立に関すること。
 - イ 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保及び被害拡大の防止対策に関すること。
- (3) 船舶所有者
 - 海上浮遊物の事前推置対策に関すること。

第3節 南三陸町の概況

第1 自然条件

1 位置

本町は、宮城県東北部に位置し、東部は太平洋に面し、西部は登米市(旧東和町及び旧登米町)、南部は登米市(旧津山町)及び石巻市(旧北上町)、北部は気仙沼市(旧本吉町)に隣接している。面積は163.73km²となっている。

2 地形

本町の地形は、北部から西部及び南部にわたり、田東山、惣内山、神行堂山、保呂羽山等の山々が馬てい形に連なり、町土の70%以上は森林である。

これらの山々を水源とする河川が志津川湾に注ぎ、その河川の流域に谷底平坦地が広がり、そこに集落が形成されている(第1編 地震災害対策編 南三陸町の地形区分図参照)。

海岸は丘陵が続き、リアス式海岸特有の数多くの屈曲を描き、複雑な入江や、豪壮な岩壁、奇怪な岩礁など、その景観はすばらしく、その海岸線は総延長73kmに及んでおり、湾の入り口を真東にし、湾内には、荒島、椿島等大小の島々が点在しており、沿岸部一帯は南三陸金華山国定公園の指定を受けている。

3 河川

河川は、西部及び南部に連なる山々を水源とする八幡川、水尻川、折立川(支川西戸川)、水戸辺川、新井田川、桜川、長清水川、伊里前川、港川及び稲渕川の二級河川とその他の河川が志津川湾に注いでいる。

これらの二級河川では、9区間で重要水防箇所が指定され、伊里前川には洪水調節容量18m³/sの払川ダムが設置され、洪水対策事業が行われている。

4 地質

本町の地質は、隆起帯である北上山地地帯の南部に属し、主として古生層、中生層により構成され、その大部分は、海底の泥や砂が固まってできた堆積岩であり、第四紀の火山岩は全く見られない。新第三紀後半から第四紀にかけての造山運動時にもその変動の影響は軽微であり、陸地として存在した安定地塊である(第1編 地震災害対策編 南三陸町の地質図参照)。

5 気象

(1) 本町の気象概況及び季節毎の特徴

本町の気象は、太平洋の気候に属していることから、海洋性気候の影響を受け、気象庁の志津川地域気象観測所における年平均気温(平年値:統計機関1981~2010年)は11.0℃と比較的暖かい。日照時間の年合計は1838.7時間(平年値)、夏期は東よりの風、他の季節は西よりの風が吹きやすく、年平均風速は1.3m/s(平年値)で周囲のアメダス観測所と比べて風は弱い。降水量の年合計は1255.5mm(平年値)で暖候期に多い。

ア 春(3~5月)

高気圧と低気圧が交互に通過し、気温は寒暖の変動を繰り返しながら上昇していく。高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却により気温が下がり霜の降ることがある。一方、低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くと空気が乾燥し林野火災が発生しやすくなる。

なお、5月から6月はひょう害が発生しやすい時期である。

イ 夏(6～8月)

6月中旬から7月下旬の約1か月半は梅雨期(東北南部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月25日頃)となる。梅雨末期から秋雨の時期にかけては、年間で最も大雨に対する警戒が必要な時期である。

オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセと呼ばれる湿った冷たい東よりの風の影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く。

7月下旬から8月上旬にヤマセが続くと低温と日照不足になり稲の生育に大きく影響する。

梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、気温が高くなる。なお、梅雨末期から秋雨の時期にかけては、年間で最も大雨に対する警戒が必要な時期である。

ウ 秋(9～11月)

秋の前半は、秋雨前線が日本付近に停滞し、ぐずついた天気が続くことがある。台風は日本付近を通過することが多くなり、台風や秋雨前線の影響により大雨となることがある。

秋の後半は、移動性高気圧に覆われ、秋晴れのさわやかな天気の日が多くなる。

エ 冬(12～2月)

大陸から張り出す高気圧と、千島方面に発達した低気圧がある西高東低の冬型の気圧配置が現れる。西よりの風が強く吹き、日本海から流れ込む雪雲は奥羽山脈を越えて山沿いで雪を降らせる。平野は晴れて乾燥した日が続くが、本州の南岸を通る低気圧などにより大雪となることがある。

なお、仙台(仙台管区气象台)における年平均気温(平年値:統計期間 1981～2010年)は12.4℃、年降水量(平年値)は1,254.1mmとなっている。

(2) 宮城県の気象変化(仙台管区气象台)

ア 気温の予測

仙台の年平均気温は100年あたり2.3℃(1927～2010年)の割合で上昇し、仙台の上昇率は、東北地方の气象台と特別地域気象観測所の中では最も大きく、地球温暖化の影響に加えて都市化の影響も大きいと考えられている。石巻では100年あたり0.8℃(1888～2010年)の割合で上昇している。

イ 降水量の予測

県の年降水量に変化傾向はみられないが、大雨日数が増加している。仙台の日降水量50mm以上の年間日数は、100年あたり2.7日(1927～2010年)の割合で増加している。

ウ 台風の将来予測

北大西洋では熱帯の海面水温の上昇に伴って、1970年頃から熱帯低気圧(ハリケーン)の強度が増している。

気象庁気象研究所や地球科学技術総合推進機構を中心とする研究グループが開発した全球大気気候モデルを使った予測計算によると、21世紀末の熱帯低気圧の発生数は現在よりも減少すること、強い勢力の熱帯低気圧は現在よりも増加することが示されている。(SRES A1Bシナリオに基づいて計算)。

第2 社会条件

1 人口世帯

平成17年10月1日に志津川町と歌津町の2町が合併して誕生した本町は、平成22年国勢調査による町の人口は17,431人、世帯数5,337世帯、一世帯当たり平均3.3人である。これまでの本町の人口及び世帯数の推移は、表のとおりである。

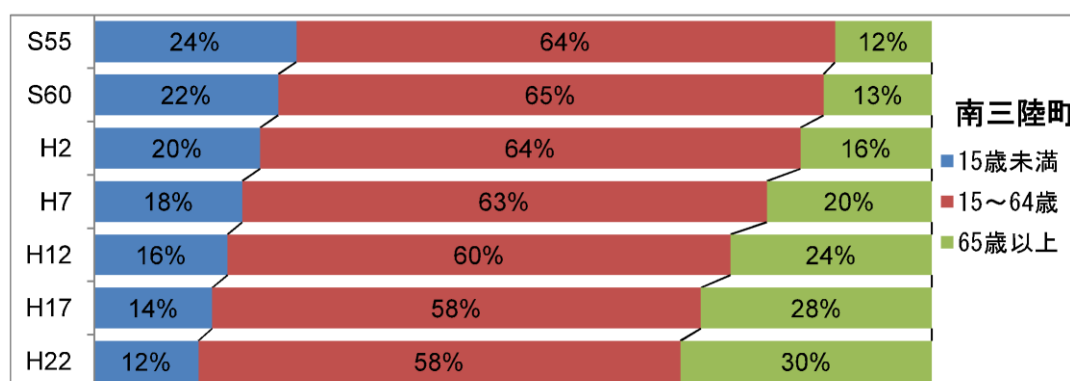
この表から分かるように年々と人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進んでいる。

なお、平成23年の東日本大震災後の人口及び世帯数は、平成22年の国勢調査値に比べて人口比85%、世帯数比90%と大幅な減少をきたしており、地震津波災害が人口世帯数の減少に大きく影響している。

また、人口の年齢層の変化をみると、年少人口は平成22年国勢調査値で人口比22%と出生率の低下と生産年齢人口の減少に伴い漸減し、一方高齢者人口は人口比30%とますます増加の傾向を示している。

南三陸町の人口世帯の推移

調査年(各年 10月1日現在)	人口合計	志津川町 (人口)	歌津町 (人口)	世帯数 (世帯)	1世帯当り人口 (人口/世帯)
昭和 30	25,401	18,316	7,085	3,944	6.4
40	23,625	16,962	6,663	4,501	5.2
50	22,343	16,076	6,267	4,831	4.6
60	21,970	15,818	6,152	5,195	4.2
平成 2	21,401	15,345	6,056	5,259	4.1
7	20,428	14,653	5,775	5,288	3.9
12	19,860	14,218	5,642	5,363	3.7
南三陸町合併後					
17			18,645	5,331	3.5
22			17,431	5,337	3.3
平成 25年3月			14,814	4,784	3.1

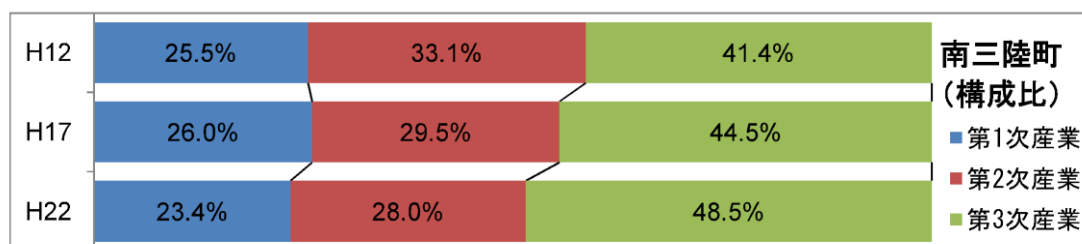


南三陸町の年齢構成の推移 (国勢調査資料)

2 産業

産業の3分類別割合は、一次産業23.4%、二次産業28%、三次産業48.5% (平成22年国勢調査統計値) となっており、本町は生活の基盤を漁業に求めた典型的な水産業の町で、沿岸漁業

を中心として、養殖業、水産物加工業等が盛んである。



南三陸町の産業別構成比の推移（国勢調査資料）

3 学校

本町の学校施設は、町立小学校が5校（志津川小学校、伊里前小学校、戸倉小学校、入谷小学校、名足小学校）、中学校2校（志津川中学校、歌津中学校）、県立高校1校（志津川高等学校）がある。

4 警察、医療機関

警察は、南三陸警察署があり、医療機関としては公立南三陸診療所がある。南三陸町で唯一の病院の公立志津川病院は、東日本大震災で被災し、登米市の登米市立よねやま診療所内にその機能を移転した。

5 道路等

太平洋沿岸を南北に走る、国道45号（旧東浜街道（気仙道の一部））、本線から内陸登米方面への国道398号（旧本吉街道）の基幹道路のほか、県道172号志津川登米線、県道206号馬籠志津川線、県道221号清水浜志津川港線、県道225号泊崎半島線、県道236号払川町向線等の道路が走っている。

東日本旅客鉄道（JR東日本）気仙沼線は、2011年3月11日以後、柳津～気仙沼間は東日本大震災の津波による被害のため運行休止中であったが、2012年（平成24年）8月20日から、バス高速輸送システム（BRT）方式で仮復旧した。

第4節 想定される災害

第1 南三陸町の災害環境

1 風水害

本町は11の二級河川があり、これらの河川は、豪雨や満潮時などと重なり合う場合に、洪水・内水氾濫等の危険性を有していることから、重要水防箇所が9区間で指定され、また、1箇所では洪水調節ダムの設置が行われ、洪水対策事業が実施されている。

出水の原因のほとんどは大雨によるものであり、台風、前線の停滞、低気圧によって起こることが多い。

(1) 梅雨前線による集中豪雨

活発な梅雨前線による豪雨は甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。

(2) 台風による風水害

被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。

2 高潮

本町は、三陸海岸の特徴であるリアス式海岸線からなることから、台風時や異常気象（低気圧）時においては、高潮被害が生じ易い環境にある。

3 土砂災害

土砂災害は、土石流、崖崩れ（斜面・急傾斜地崩壊）及び地すべりに大別され、町内には多くの危険箇所等が散在しており、それぞれ関係法令等に基づく防災対策を進めているところであるが、すべての対策事業の実施には時間を要するのが現状である。

そのため、台風、前線の停滞、低気圧通過時による大雨では、これらの危険箇所に立地している人家等は十分な注意が必要となる。

4 風害

強風による被害としては、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが考えられる。

5 大規模火災

強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときは注意が必要である。

第2 災害の想定

風水害等一般災害は、その発生原因により2種類に大別される。

1つは異常な自然現象を原因とする、暴風雨、洪水、豪雪、冷害、干害、霜害、旋風、土石流、地すべり、山崩れ、崖崩れ、土地隆起、土地沈下とされている。

2つには人為的な原因により生ずるもので、大規模な火災、爆発、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏、放射性物質の大量放出とされている。

本町では、台風による風水害や、近年の異常気象による豪雨等による浸水害、高潮災害、土砂災害等が過去に発生している。

気象庁による今後の気象予測では、宮城県は大雨日数が増加しており、また、強い勢力の熱

帯低気圧は現在よりも増加することがあげられていることから、町の自然条件及び社会条件等の地域特性、並びに既往災害から明らかとなった被害特性をふまえた上で、風水害等による被害の態様を想定する。

1 洪水による浸水害

本町には県管理河川八幡川をはじめとする河川が多く流れており、重要水防箇所も9か所指定されている。浸水害に関しては、既往浸水区域の箇所を想定する。

さらに、町内には少ないもののため池が分布しており、大雨等により決壊した場合には、土砂及び水が一斉に下方に放たれ、大きな被害をもたらす要因となるためこれらについても留意する。

また、これらにより、交通の遮断、二次的被害についても留意する。

2 高潮による浸水害

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下も相まって、高潮災害の危険性は高まっている。これらから、高潮災害に関しては、既往高潮浸水区域やその縁辺を想定する。

3 土砂災害

土砂災害（土石流、地すべり及び崖崩れ（急傾斜地の崩壊））については、県（土木部）により指定等される土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険溪流）、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに県（農林水産部）又は林野庁により指定等される山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区・崩壊土砂流出危険地区）における発生を主たる想定とする。

4 火災

火災に関しては、建家や木造住宅の密集地等を危険性のより高い区域として想定する。

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強いまちづくり

主管部署	建設課・企画課・農林水産課・危機管理課・土木事務所・地方振興事務所
------	-----------------------------------

第1 水害予防対策(危機管理課・総務課・建設課・土木事務所)

1 目的

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

2 現況

(1) 河川

本町の河川は、新井田川、八幡川、水尻川、折立川、伊里前川をはじめとする二級河川11河川のほか普通河川田の浦川、寄木川を有し、総延長は約86kmとなっており、雨期における増水が甚だしく、いっ水の危険性を有している。

本町の二級河川には9区間で重要水防箇所が指定され、伊里前川には洪水調節容量18m³/sの払川ダムが設置されており、洪水対策事業が行われている。

(2) 気象観測機器

本町には、気象庁地域気象観測所(アメダス)が志津川小学校校庭脇敷地に設置されているほか、町独自に、町内4箇所に気象観測機器を設置し、当該気象観測機器により観測したデータ(気温、風速・風向及び雨量)について、町ホームページにより常時公開している。

また、潮位の観測に関し、町独自に、町内の3漁港(戸倉地区長清水、志津川地区荒砥及び歌津地区名足)に、それぞれ潮位計(水晶水圧式)及び監視カメラを設置し、潮位計により観測したデータについて、町ホームページにより公開している。

なお、東日本大震災前において町内3箇所に存在した河川水位観測所については、被災し、欠測の状態が続いている。

南三陸町の河川及び重要水防箇所等一覧

番号	河川名	地区	延長(m)	重要水防箇所及びダム	種別・管理	担当消防団(分団)
志津川地区						
1	新井田川	新井田・天王前	2,100		2級河川・県	第6分団
2	八幡川	市街地	5,500	志津川字助作左岸 870m 志津川字廻館前右岸 450m 志津川字助作左右岸 170m	2級河川・県	第5,6分団
3	水尻川	田尻畑・中瀬町	3,400	志津川字大久保右岸 130m 入谷字大船沢左岸 700m	2級河川・県	第5分団
4	折立川	荒町・折立	2,800	戸倉字荒町左岸 200m	2級河川・県	第2分団
5	水戸辺川	在郷	3,124		2級河川・県	第2分団
6	長清水川	長清水	1,324		2級河川・県	第1分団

番号	河川名	地区	延長 (m)	重要水防箇所 及びダム	種別・管理	担当消防団 (分団)
7	桜川	清水	2,185	志津川字清水左岸 70m	2級河川・県	第7分団
8	西戸川 (折立川支川)	西戸上・下	1,700	戸倉字西戸左岸 900m 戸倉字西戸右岸 850m	2級河川・県	第2分団
歌津地区						
9	伊里前川	伊里前・上沢 中在・田表	7,800	弘川ダム	2級河川・県	第9分団
10	港川	港	2,800		2級河川・県 (町)	第12分団
11	稲淵川	板橋	200		2級河川・県	第10分団
12	田の浦川	田の浦	1,060		普通河川・町	第12分団
13	寄木川	寄木	750		普通河川・町	第8分団

南三陸町による気象観測機器設置一覧

1	名称等	防災南三陸広報観測戸倉局気象観測所（所在地：戸倉字宇津野 2-15）				
	詳細位置	北緯 38 度 38 分 41 秒 東経 141 度 26 分 12 秒 標高 15 メートル				
	観測機器	電気式温度計、転倒ます型雨量計及び風車型風速計				
	観測種目	気温、降水量並びに風向及び風速（午前0時から10分間隔で144回/日）				
	その他	平成25年9月17日仙台管区気象台長あて設置届出				
2	名称等	防災南三陸広報観測志津川局気象観測所（所在地：志津川字沼田 56）				
	詳細位置	北緯 38 度 40 分 53 秒 東経 141 度 27 分 40 秒 標高 62 メートル				
	観測機器	電気式温度計、転倒ます型雨量計及び風車型風速計				
	観測種目	気温、降水量並びに風向及び風速（午前0時から10分間隔で144回/日）				
	その他	平成25年9月17日仙台管区気象台長あて設置届出				
3	名称等	防災南三陸広報観測入谷局気象観測所（所在地：入谷字中の町 199-3）				
	詳細位置	北緯 38 度 42 分 11 秒 東経 141 度 24 分 50 秒 標高 43 メートル				
	観測機器	電気式温度計、転倒ます型雨量計及び風車型風速計				
	観測種目	気温、降水量並びに風向及び風速（午前0時から10分間隔で144回/日）				
	その他	平成25年9月17日仙台管区気象台長あて設置届出				
4	名称等	防災南三陸広報観測歌津局気象観測所（所在地：歌津字峰畑 10-1）				
	詳細位置	北緯 38 度 43 分 07 秒 東経 141 度 31 分 23 秒 標高 28 メートル				
	観測機器	電気式温度計、転倒ます型雨量計及び風車型風速計				
	観測種目	気温、降水量並びに風向及び風速（午前0時から10分間隔で144回/日）				
	その他	平成25年9月17日仙台管区気象台長あて設置届出				

河川水位観測所一覧

番号	河川名	名称	位置	管理者	通報先	備考
34	八幡川	八幡橋(H)	南三陸町	気仙沼土木	宮城県(河川課)	欠測
63	伊里前川	伊里前(内)	〃	〃	〃	欠測
87	伊里前川	伊里前(外)	〃	〃	〃	欠測

※1 MIRA Iによる水位データ観測所

※2 宮城県水防計画書 平成25年度

3 町土保全事業の施行

町は、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(1) 河川改修事業

二級河川については、県において河川の洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るため河川改修工事が実施されている。

町は、今後も洪水氾濫の危険性のある地域については、県と連携を図りながら効果的な治水対策に努める。

また、町管理の河川については、危険度の高い河川から逐次整備を行い、災害の未然防止に努める。

(2) ため池等整備事業

ア ため池整備工事

町は、農業用水源確保及び町土保全の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。

イ 農業用河川工作物応急対策

町は、構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(3) 保安林改良事業

町は、町土保全及び水源確保の目的から、災害等により林況が著しく悪化し、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐と合わせ、必要に応じて排水工等簡易施設を設置し、森林を復旧する。

4 維持管理の実施

(1) 河川管理者は、水防上重要な河川管理施設及び占用工作物の点検等河川パトロールを定期的・重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。

(2) 河川管理者は、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底する。

河川管理機関は次のとおりである。

河川	管理機関
二級河川	気仙沼土木事務所
普通河川	建設課

(3) 水質事故対策

町、県及び関係機関は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講ずる。

町及び県は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努める。

5 気象、水象等の観測

町は、県、仙台管区气象台等と連絡を密にし、降雨量等（雨量、水位、流量、風、潮位、波浪等）の気象状況の把握に努めるとともに、防災関係機関相互の情報交換、連携体制の整備に努める。

6 水防応急資機材の整備

町は、災害の未然防止と発生時の応急措置が迅速かつ効果的にできるよう、県水防計画に定める基準に基づき、計画的に水防施設・資機材を整備するとともに、常に点検整備を行い、水防体制の充実を図る。

7 水防計画の作成

町は、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに知事と協議して、県の水防計画に準じた水防

計画を定め、水防計画に検討を加えて必要に応じ変更し、策定・変更された水防計画の要旨を公表する。水防計画を作成するときは、次の事項について考慮する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川管理施設の管理
- (3) 重要水防箇所の指定
- (4) 水防施設及び水防資機材の整備
- (5) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (6) その他水害を予防するための措置

8 洪水浸水想定区域の指定

町は、県が浸水想定区域を指定した場合には、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民等に周知し、防災意識の高揚を図るため、速やかに洪水ハザードマップを作成し、住民に周知する。

第2 高潮、波浪等災害予防対策（建設課・農林水産課・土木事務所・地方振興事務所）

1 現況

本町の海岸はリアス式海岸で、平地は海岸線に迫る狭隘な地域をなし、津波、高潮、大雨等の浸水災害に極めて弱い地域になっている。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災により、宮城県管理の9箇所の水門は、操作不能で開扉状態（8か所）・流出（1箇所）となっており（平成25年3月現在）、更に地盤沈下も相まって、台風や異常気象低気圧等による高潮、波浪等の浸水害の危険に常にさらされている。

2 海岸保全事業の施行

海岸保全事業の施行は、第1編地震災害対策編 第2章 第4節「海岸保全施設等の整備」の定めに従うほか、町は関係機関と連携して、東日本大震災により、被災した防潮水門の早急な復旧を図るとともに、高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて次の対策を実施する。

(1) 海岸保全事業の施行

町は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式をなど、地形的条件等を考慮しつつ、国、県等と連携して海岸保全施設の整備を推進する。

ア 港湾海岸保全

港湾区域に係る港湾施設整備及び海岸保全施設整備事業を実施する。

イ 漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

(2) 防潮林、飛砂防備林の造成

波浪、高潮、飛砂の被害を防止するため、防潮護岸工及び防潮林、飛砂防備林の回復に向けた造成事業を施行する。

3 海岸保全区域の指定

町は、高潮、波浪等から海岸を防護するため又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制

限又は禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期すよう、関係機関に積極的な働きかけを行う。

4 高潮・波浪等監視体制の整備

高潮・波浪等監視体制の整備は、第2編津波災害対策編 第2章 第15節「津波監視体制、伝達体制の整備」の定めに従う。

5 応急資機材の整備等

町は、高潮、波浪等の災害応急活動を円滑化するため、必要な資機材を整備する。

第3 土砂災害予防対策(危機管理課・総務課・企画課・建設課・土木事務所)

1 目的

町その他の防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講ずるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2 現況

地震、大雨等による斜面崩壊は、人的、物的に大災害をもたらすことは過去の災害事例からも明らかとなっている。

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面）19箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面）3箇所、土石流危険渓流32箇所、山腹崩壊危険地区50箇所、崩壊土砂流出危険地区26箇所があり、その状況は資料編のとおりである。

危険箇所の概要は下記のとおりである。

土砂災害危険箇所の概要

種 類	区 分	内 容
土石流危険渓流	・国土交通省	土石流の発生の危険性があり、人家5戸以上（5戸未満でも極めて危険な箇所、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所に被害が生じるおそれがある渓流
崩壊土砂流出危険地区	・農林水産省	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区
地すべり危険箇所	・国土交通省 ・農林水産省	地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
急傾斜地崩壊危険箇所	・国土交通省	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも極めて危険な箇所、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所

3 土砂災害防止対策の推進

土砂災害防止対策の推進は、第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第3節 第2「土砂災害防止対策の推進」の定めに従う他、次の対策を実施する。

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握

町は、県と連携し、土砂災害危険箇所及び土砂災害による被害が及ぶおそれのある区域について、災害の発生を未然に防止し、及び被害の軽減を図るため、あらかじめその

区域を把握するとともに、県が実施する土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定に関し、協力する。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条及び第9条の規定に基づき、関係する市町村長の意見を聴いた上で、知事により指定される。

ア 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害のおそれのある地域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。本町においては、平成29年3月1日現在、31の区域（急傾斜地の崩壊12区域・土石流19区域）が指定されている。

なお、本町に所在する土砂災害警戒区域の詳細及び区域ごとの警戒避難体制については、資料編に登載し、定める。

イ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域。本町においては、平成29年3月1日現在、27の区域（急傾斜地の崩壊12区域・土石流15区域）が指定されている。

なお、本町に所在する土砂災害特別警戒区域については、資料編に登載する。

県は、土砂災害特別警戒区域について、以下の措置を講ずる。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

特定開発行為（住宅〔自己の居住目的以外のもの〕並びに避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設となるべき建築物〔以下「特定予定建築物」という。〕を建築するために行う土地の区画形質の変更）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、建築基準法上確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ、構造耐力に関する基準等について審査される。

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

知事は、崩壊等の発生により、建築物に損壊が生ずるおそれ大きいと認めるときは、所有者等に対し、移転その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

知事は、勧告を行った場合、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、住宅金融公庫の融資のあっせんなど、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努める。

ウ 町の責務

(ア) 土砂災害警戒区域に係る警戒避難体制の整備

町（防災会議）は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、この計画に、当該区域ごと、土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報・警報の発表及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他の当該区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

(イ) 土砂災害ハザードマップの作成

町は、土砂災害ハザードマップを警戒区域毎に作成し、区域内の各戸へ配布することにより、住民への周知徹底を図る。なお、土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域図等を基に、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、避難所・避難経路、避難行動要支援者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

(ウ) 町は、県が土砂災害から住民の生命・身体を守るため実施する、土砂災害特別警戒区域における一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等に協力する。

(3) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、崖崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため町は、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域をこの計画に掲載するとともに、ハザードマップ・防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現地への標識の設置等により、周辺住民に対し継続的に周知徹底を図る。さらに、避難勧告等の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

なお、仙台管区気象台は、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関と連携し、土砂災害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これに係る防災気象情報の開設及び住民への正確な知識の普及啓発に努めることとされている。

土砂災害防止月間とがけ崩れ防災週間（建設課）

毎年6月は「土砂災害防止月間」とされており、その中でも6月1日～6月7日は「がけ崩れ防災週間」とされている。町は、特にこの期間に、県と連携し、住民に対し次のような広報活動を実施する。

- ・ ポスター等の掲示、チラシ等の配布
- ・ 土砂災害に関する説明会の開催
- ・ 土砂災害危険箇所等のパトロールの実施
- ・ 広報車による巡回広報
- ・ 土砂災害に関する絵画・作文の優秀作品の一般公開

(4) 町長の措置

町長は、土砂災害の警戒避難体制に関し、あらかじめ下記事項について定める等しておく。

- ア 避難勧告等の発令基準
- イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所
- ウ 避難勧告等の発令対象区域
- エ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報並びに住民からの前兆現象・近隣の土砂災害発生情報の収集及び伝達体制
- オ 土砂災害に対して安全な避難場所・避難所の一覧、避難所の開設・運営体制、避難所の開設状況の伝達方法
- カ 土砂災害時の要配慮者関連施設の名称・所在地及び当該施設に対する土砂災害に関する情報・気象情報及び避難勧告等の情報の伝達方法並びに在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者情報の共有方法
- キ 土砂災害に係る防災意識の向上方法

4 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊防止施設は、第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第3節 第3「急傾斜地崩壊防止施設」の定めに準ずる

5 砂防設備

急傾斜地崩壊防止施設は、第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第3節 第4「砂防設備」の定めに準ずる

6 治山施設

急傾斜地崩壊防止施設は、第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第3節 第5「治山施設」の定めに準ずる

第4 風雪害予防対策**1 現況**

本町は比較的積雪が少なく、雪害件数も少ない状況にあるが、仙台(仙台管区气象台)における風の観測では、最大瞬間風速の極値は41.2m/s(1997年3月11日、統計期間1937年1月～2014年3月)で、年間最多風向の平年値は北北西(統計期間1990年～2010年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数の平年値は54.2日(統計期間1981年～2010年)となっている。

2 道路除雪等雪害対策

町は、雪害時における道路交通の確保を図るために、必要により降積雪、気温等の気象状況を収集し、必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

第5 農林水産業災害予防対策(農林水産課・地方振興事務所)**1 現況**

本町の農林業及び水産業は、風水害、冷害、干害等による被害を絶えず受けているが、その中でも浅海漁業の海上施設は、波浪による破損が多く、特に台風時期等には常に甚大な被害を被っている。

2 防災措置等

県及び町は、次のとおり農業及び水産業の施設の災害予防対策を推進する。

(1) 農業関係

ア 農業気象対策の推進

風水害等自然災害に対し、県、気象台、関係団体による密接な連携のもとに、農業気象観測の強化に努めるとともに、的確に気象条件を把握し、農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

イ 病虫害防除対策

町は、県及び農業団体と協力し、防除体制を整備し、これに対処する。

ウ 防災営農技術等の普及

町は、県及び関係団体と協力し、それぞれの災害に対応する技術指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

(2) 水産関係

ア 水産気象対策の推進

台風、赤潮の発生等の自然災害に対し、関係団体との密接な連携のもとに、海洋気象観測の整備強化に努める。

イ 水産施設に対する防災対策

各漁港施設等の管理者に対し、気象情報を伝達するとともに、各施設の管理体制の確立強化を図る。

ウ 養殖施設等に対する対策

浅海養殖施設等の撤去及び移動については、技術的に極めて困難な面もあるが台風等の気象情報の速やかな周知徹底を図り、災害に因る被害を最小限に食い止めるよう努める。

第2節 建築物等の予防対策

主管部署	危機管理課・総務課・建設課・教育総務課・土木事務所
------	---------------------------

第1 目的

町は、災害による建造物の被害を防止するため、必要な事業対策を講ずる。

第2 防災事業の施行

1 浸水等風水害対策

町は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るための対策を促進する。

そのほか、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

2 崖地近接等危険住宅移転事業

崖地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅について、町は、相談窓口等を設置し、移転する必要性の啓発等を行う。

3 文化財の防災対策

文化財の防災対策は、第1編地震災害対策編 第2章第7節 第7「文化財の防災対策」の定めに準ずる。

4 建築物及び市街地の不燃化促進対策

災害に強い町づくりの一つとして、個々の建築物及び市街地の不燃化を進める必要があり、町は、相談窓口等を設置し、住民に対し不燃化等の必要性を啓発する。

第3節 ライフライン施設等の予防対策

主管部署	上下水道事業所・危機管理課・消防本部
------	--------------------

第1 目的

大規模災害の発生により、住民生活に直結する上下水道・電力・ガス・石油・石油ガス及び電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能を麻ひさせるばかりでなく、安否確認、避難や救援・救出活動などの応急対策活動を実施する上で大きな支障となる。また、避難における生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせともなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、拠点の分散、代替施設の確保、施設の適正な維持管理、災害時の復旧体制の整備や資機材の備蓄、確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設

水道施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第2「水道施設」の定めに準ずる。

第3 下水道施設

下水道施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第3「下水道施設」の定めに準ずる。

第4 電力施設

電力施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第4「電力施設」の定めに準ずる。

第5 ガス施設

ガス施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第5「ガス施設」の定めに準ずる。

第6 電信・電話施設

電信・電話施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第6「電信・電話施設」の定めに準ずる。

第4節 防災知識の普及

主管部署	危機管理課・保健福祉課・教育総務課・ 商工観光課・消防本部・海上保安署
------	--

第1 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町その他の防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配布し、更に防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2 防災知識の普及、徹底

防災知識の普及、徹底は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第2「防災知識の普及、徹底」の定めに準ずる。

第3 学校等教育機関における防災教育

学校等教育機関における防災教育は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第3「学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

第4 町民の取組

町民の取組は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第4「町民の取組」の定めに準ずる。

第5 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第5「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。

第5節 防災訓練の実施

主管部署	危機管理課
------	-------

第1 目的

町は、災害発生時に、その他の防災関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及や防災意識の高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。訓練後は、評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

防災訓練の実施とフィードバックは、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第2「防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずる。

第3 防災訓練

防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第3「総合防災訓練」の定めに準ずる。

第4 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関の防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第4「防災関係機関の防災訓練」の定めに準ずる。

第5 学校等の防災訓練

学校等の防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第5「学校等の防災訓練」の定めに準ずる。

第6 企業の防災訓練

企業の防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第6「企業の防災訓練」の定めに準ずる。

第6節 自主防災組織の育成

主管部署	危機管理課・消防本部
------	------------

第1 目的

大規模災害が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における自主防災組織の果たすべき役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.2節 第2「地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第3 自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.2節 第3「自主防災組織の育成・指導」の定めに準ずる。

第4 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.2節 第4「自主防災組織の活動の支援」の定めに準ずる。

第5 事業所等の自衛消防組織

事業所等の自衛消防組織は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.2節 第5「事業所等の自衛消防組織」の定めに準ずる。

第7節 ボランティアの受入

主管部署	危機管理課・保健福祉課・社会福祉協議会
------	---------------------

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町その他の防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、町と民間団体等との間で、ボランティアの受入や登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第2「ボランティアの役割」の定めに準ずる。

第3 ボランティア活動の環境整備

ボランティア活動の環境整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第3「ボランティア活動の環境整備」の定めに準ずる。

第4 専門ボランティアの登録

専門ボランティアの登録は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第4「専門ボランティアの登録」の定めに準ずる。

第5 一般ボランティアの受入体制

一般ボランティアの受入体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第5「一般ボランティアの受入体制」の定めに準ずる。

第8節 企業等の防災対策の推進

主管部署

危機管理課・商工観光課

第1 目的

企業等は、自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

災企業等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第2「企業等の役割」の定めに基づき、

第3 企業等の防災組織

企業等の防災組織は、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第3「企業等の防災組織」の定めに基づき、

第9節 情報通信網の整備

主管部署	危機管理課
------	-------

第1 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話に不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想される。このため、町その他の防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から停電を想定した実践的な訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第2 町における災害通信網の整備

町における災害通信網の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第2「町における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第3 職員参集等防災システムの整備

職員参集等防災システムの整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第3「職員参集等防災システムの整備」の定めに準ずる。

第4 地域住民等に対する通信手段の整備

地域住民等に対する通信手段の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第4「地域住民等に対する通信手段の整備」の定めに準ずる。

第5 孤立想定地域の通信手段の確保

孤立想定地域の通信手段の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第5「孤立想定地域の通信手段の確保」の定めに準ずる。

第6 非常用電源の確保

非常用電源の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第6「非常用電源の確保」の定めに準ずる。

第7 大容量データ処理への対応

大容量データ処理への対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第7「大容量データ処理への対応」の定めに準ずる。

第8 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関における災害通信網の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第8「防災関係機関における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第9 災害伝言ダイヤル等の活用

災害伝言ダイヤル等の活用は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第9「災害伝言ダイヤル等の活用」の定めに準ずる。

第10節 職員の配備体制

主管部署	全部署
------	-----

第1 目的

風水害等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町その他の防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進し、及び優先度の高い通常業務を継続するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。そのため、町その他の防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第2 配備体制の明確化

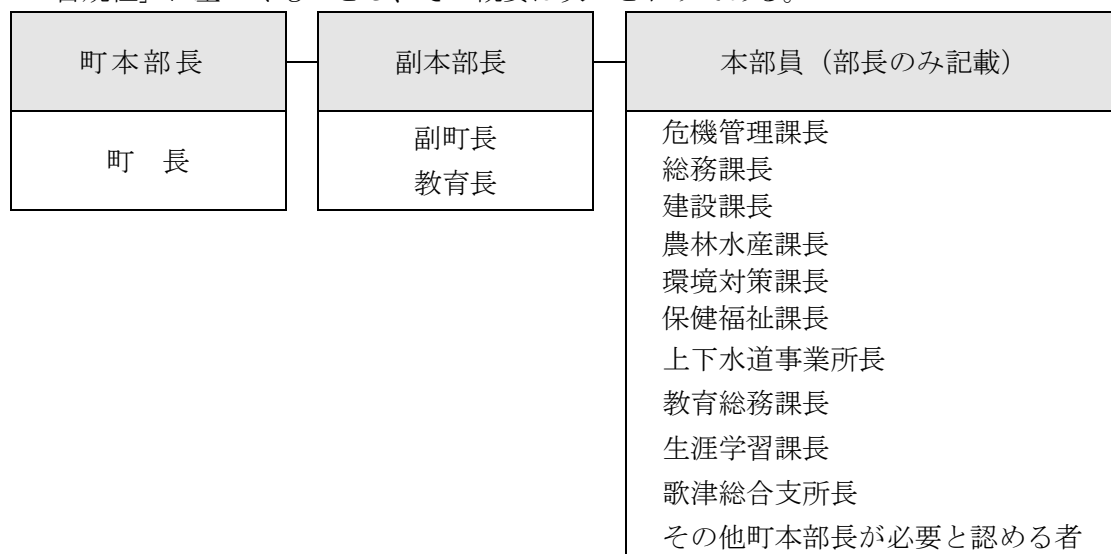
町は、町域に大雨、台風等による災害の発生が予想されるとき、その他副町長が必要と認めるときに警戒本部を、町域に土砂災害警戒情報若しくは気象に関する特別警報が発表されたとき又は大雨、台風等による大規模な災害の発生が予想され、若しくは現に被害が発生したとき、その他町長が必要と認めるときに町災対本部を設置する。

なお、町長不在時の指示伝達体制については、あらかじめ定めるところによる。

1 町災対本部

(1) 町災対本部の組織

町災対本部の組織は、「南三陸町災害対策本部条例」及び「南三陸町災害対策本部運営規程」に基づくものとし、その概要は次のとおりである。



(2) 指揮命令系統

町長が不在等により町本部長として指揮を執れない場合、副町長、総務課長、企画課長の順に指揮を執る。

(3) 町災対本部の設置及び廃止

町災対本部体制は、大雨、洪水、高潮等又は台風、低気圧等による大規模な災害の発生が予想されるとき若しくは現に被害が発生したとき又は気象等に関する特別警報が発表されたとき、又は大雨、洪水、高潮等又は台風、低気圧等による甚大な被害が見込まれるとき、その他町長が必要と認めたときは、町災対本部を設置し応急対策を実施する。

また、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止する。

災害発生時における円滑な対応を可能とするため、平常時から、自動設置となる場合と、町長が必要と認めた場合と、それぞれにおける指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに県へ報告するとともに、関係機関へ公表する。

(4) 町災対本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

ア 町災対本部会議

町本部長は、町本部長・副本部長及び本部員で構成する町災対本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議、決定する。

イ 各部

各部は、町における災害対策活動組織として、町災対本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ウ 現地災対本部

町本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要と認めるとき、当該災害現場に現地災対本部を設置する。

2 警戒本部(風水害等災害・予警報等情報収集)

(1) 風水害0号配備(警戒配備)

町域に大雨等の気象警報が発表され、災害が発生するおそれがあるときに、危機管理課長を統括者とする警戒配備体制を敷き、危機管理課等関係課の職員は、情報の収集及び必要に応じた広報等を実施する。

(2) 風水害1号配備(特別警戒配備)

町域に大雨、台風等による災害の発生が予想されるとき、その他副町長が必要と認めるときに、副町長を本部長とする警戒本部(本部員:危機管理課長、総務課長、企画課長、建設課長、歌津総合支所長及び教育総務課長)を設置し、情報の収集及び必要に応じた広報等を実施する。

3 職員参集手段等の構築

職員の参集手段は、南三陸町初動マニュアルの「職員の参集基準」、「配置の伝達・報告」に則り、休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合を想定し、速やかな町災対本部等の立上げを行う。

第3 防災関係機関の配備体制(各機関)

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な職員を動員し、町及び県等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、県並びに法令及び防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整

備する。

また、病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等避難行動要支援者収容施設、町営住宅、教育施設等の管理者は、大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第4 マニュアルの作成

町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底し、随時見直しを図る。

第5 業務継続計画(BCP)

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画(BCP)の策定

町は、風水害等災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP: Business Continuity Planning)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

また、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時の優先業務について定めておくものとする。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

町は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段を確保する。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

町は、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

町は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員の心のケア

町は、災害への対応が長期に渡ることをかんがみ、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう体制を構築する。

第11節 防災拠点等の整備

主管部署	危機管理課・消防本部・各課・各機関
------	-------------------

第1 目的

町その他の防災関係機関は、災害時における防災対策を推進する上で重要となる避難所、避難場所、防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

第2 防災拠点の整備

防災拠点の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第2「防災拠点の整備」の定め
に準ずる。

第3 防災拠点機能の確保・充実

防災拠点機能の確保・充実は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第3「防災拠点機能
の確保・充実」の定め
に準ずる。

第4 ヘリポートの整備

ヘリポートの整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第4「ヘリポートの整備」の
定め
に準ずる。

第5 防災用資機材等の整備

防災用資機材等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第5「防災用資機材等の
整備」の定め
に準ずる。

第6 防災用資機材の確保対策

防災用資機材の確保対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第6「防災用資機材の
確保対策」の定め
に準ずる。

第12節 相互応援体制の整備

主管部署	危機管理課
------	-------

第1 目的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

相互応援体制の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第2「相互応援体制の整備」の定めに準ずる。

第3 市町村間の応援協定

市町村間の応援協定は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第3「市町村間の応援協定」の定めに準ずる。

第4 県による町への応援

県による町への応援は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第4「県による町への応援」の定めに準ずる。

第5 非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第5「非常時連絡体制の確保」の定めに準ずる。

第6 資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第6「資機材及び施設等の相互利用」の定めに準ずる。

第7 救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第7「救援活動拠点の確保」の定めに準ずる。

第8 関係団体との連携強化

関係団体との連携強化は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第8「関係団体との連携強化」の定めに準ずる。

第13節 医療救護体制の整備

主管部署	保健福祉課・南三陸診療所・保健福祉事務所
------	----------------------

第1 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、災害時には本町の医師又は医療機関が被災する場合や、交通機関、通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

第2 医療救護体制整備

医療救護体制整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第20節 第2「医療救護体制整備」の定めに準ずる。

第3 医薬品等の備蓄・供給体制

医薬品等の備蓄・供給体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第20節 第3「医薬品等の備蓄・供給体制」の定めに準ずる。

第14節 緊急輸送体制の整備

主管部署	建設課・農林水産課・商工観光課・国道維持出張所・土木事務所・地方振興事務所・警察署
------	---

第1 目的

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町及び県、関係機関は、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく

第2 緊急輸送ネットワークの形成

緊急輸送ネットワークの形成は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第2「緊急輸送ネットワークの形成」の定めに準ずる。

第3 緊急輸送道路等の確保

緊急輸送道路等の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第3「緊急輸送道路等の確保」の定めに準ずる。

第4 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第4「建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備」の定めに準ずる。

第5 緊急輸送体制

緊急輸送体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第5「緊急輸送体制」の定めに準ずる。

第6 港湾・漁港機能の確保

港湾・漁港機能の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第6「港湾・漁港機能の確保」の定めに準ずる。

第7 海上輸送の確保

海上輸送の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第7「海上輸送の確保」の定めに準ずる。

第15節 避難対策

主管部署	危機管理課・総務課・教育総務課・保健福祉課
------	-----------------------

第1 目的

大規模災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることが最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備及び物資の整備に努める。

緊急に避難する場所としての避難場所及び避難所及び避難所等へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に町民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第2 避難誘導體制

避難誘導體制は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第6「避難誘導體制の整備」の定めに基づき、次の対策を実施する。

- 1 町は、避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者、仙台管区气象台等の協力を得つつ、避難勧告等を行う基準を設定する。

この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

- 2 町は水防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。
- 3 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第3 避難所等の確保

避難所等の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第3「避難所等の確保」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 指定避難所等の条件

- (1) 洪水、高潮による浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- (2) 崖崩れ等土砂災害のおそれのない場所であること。

2 指定避難所、避難場所及び自主受入避難所

町の避難所、避難場所は、風水害、地震、津波の災害事象に対する要件を勘案したものとし、施設（場所含む）を指定する。なお、町は避難所の抱える次の課題の解消に努める。

- (1) 土砂災害危険箇所立地あるいは近接している指定避難所等は、土砂災害事象に関する避難所の開所は行わず、近隣の指定避難所を活用する。
- (2) 町は、指定避難所が立地する土砂災害危険箇所の早期対策を県と連携して実施する。

第4 避難路等の確保

避難路等の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第4「避難路等の確保」の定めに基づき、

第5 避難路等の整備

避難路等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第5「避難路等の整備」の定め
に準ずる。

第6 避難行動要支援者の支援方策

避難行動要支援者の支援方策は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第7「避難行動要
支援者の支援方策」の定め
に準ずる。

第7 教育機関における対応

教育機関における対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第8「教育機関における
対応」の定め
に準ずる。

第8 避難計画の作成

避難計画の作成は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第9「避難計画の作成」の定め
に準ずる。

第9 避難に関する広報

避難に関する広報は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第10「避難に関する広報」
の定め
に準ずる。

第16節 避難受入対策

主管部署	危機管理課・総務課・教育総務課・保健福祉課・建設課・土木事務所
------	---------------------------------

第1 目的

大規模災害時には、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、発災の際、速やかに開設、運営ができるよう指定するとともに、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確にし、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難所の確保

避難所の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第2「避難所の確保」の定めに基づき、

第3 避難の長期化対策

避難の長期化対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第3「避難の長期化対策」の定めに基づき、

第4 避難所における家庭動物の対策

避難所における家庭動物の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第4「避難所における家庭動物の対策」の定めに基づき、

第5 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第5「応急仮設住宅対策」の定めに基づき、

第6 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第6「帰宅困難者対策」の定めに基づき、

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第7「被災者等への情報伝達体制等の整備」の定めに基づき、

第8 孤立集落対策

孤立集落対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第8「孤立集落対策」の定めに基づき、

第17節 食料、飲料水及び生活物資の確保

主管部署	危機管理課・農林水産課・商工観光課・ 地方振興事務所・東北農政局
------	-------------------------------------

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合、被災者への生活救護物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

第2 町民等のとるべき措置

町民等のとるべき措置は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第2「町民等のとるべき措置」の定めに準ずる。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

食料及び生活物資等の供給計画の策定は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第3「食料及び生活物資等の供給計画の策定」の定めに準ずる。

第4 食料及び生活物資等の備蓄

食料及び生活物資等の備蓄は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第4「食料及び生活物資等の備蓄」の定めに準ずる。

第5 食料及び生活物資等の調達体制

食料及び生活物資等の調達体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第5「食料及び生活物資等の調達体制」の定めに準ずる。

第6 燃料の確保

燃料の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第6「燃料の確保」の定めに準ずる。

第18節 避難行動要支援者・外国人対策

主管部署	保健福祉課・危機管理課・企画課・町民 税務課・商工観光課
------	---------------------------------

第1 目的

大規模災害時には、避難行動要支援者、町内に在住する外国人、あるいは団体旅行者等も被災することが考えられる。

その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、更に避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておく。

第2 高齢者、障害者等への対応

高齢者、障害者等への対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第2「高齢者、障害者等への対応」の定めに準ずる。

第3 外国人支援対策

外国人支援対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第3「外国人支援対策」の定めに準ずる。

第4 旅行者への対策

旅行者への対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第4「旅行者への対策」の定めに準ずる。

第19節 複合災害対策

主管部署	全部署
------	-----

第1 目的

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、こうした複合的な災害について、より厳しい事態を想定した対策を講ずる。

第2 複合災害の応急対策への備え

複合災害の応急対策への備えは、第1編地震災害対策編 第2章 第27節 第2「複合災害の応急対策への備え」の定めに準ずる。

第3 複合災害に関する防災活動

複合災害に関する防災活動は、第1編地震災害対策編 第2章 第27節 第3「複合災害に関する防災活動」の定めに準ずる。

第20節 災害廃棄物対策

主管部署

環境対策課・保健福祉事務所

第1 目的

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第2 処理体制

処理体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第2「処理体制」の定めに準ずる。

第3 主な措置内容

主な措置内容は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第3「主な措置内容」の定めに準ずる。

第2.1節 火災予防対策

主管部署	危機管理課・消防本部・農林水産課・海上保安署
------	------------------------

第1 目的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町その他の防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

第2 出火防止・火災予防の徹底

出火防止・火災予防の徹底は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節 第2「出火防止・火災予防の徹底」の定めに準ずる。

第3 消防力の強化

消防力の強化は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節 第3「消防力の強化」の定めに準ずる。

第4 消防水利の整備(危機管理課)

消防水利の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節 第4「消防水利の整備」の定めに準ずる。

第5 消防計画の充実強化

消防計画の充実強化は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節 第5「消防計画の充実強化」の定めに準ずる。

第6 海上における火災の防止

海上における火災の防止は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節 第6「海上における火災の防止」の定めに準ずる。

第2.2節 林野火災予防対策

主管部署	危機管理課・消防本部・農林水産課・海上保安署
------	------------------------

第1 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、一旦大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

第2 現況

本町は山地が多く、林地が広く広がっている。近年は山林火災の発生は少ないものの、最近のレジャー人口の増加等により、林野火災が発生する危険性がある。

第3 事前警戒措置

- 1 町長は、消防法第22条の規定による気象の状況が林野火災予防上危険であると通報（以下「火災気象通報」という。）を受けたときは、地区住民、入林者及び観光客等に火を使用しないよう要請する。
- 2 町長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、町の区域内に在る者に対し火の使用を制限する。

第4 広報宣伝の充実

町及び林野関係機関は、火災気象通報があったとき、または、乾燥注意報の発表等林野火災の発生するおそれがあるときは、地区住民及び入林者等に対し、火気使用について注意を喚起し、火災を予防するとともに、応急体制の準備をする。

1 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期にあわせ、山火事に対する啓発活動を行うとともに、町及び消防関係機関は、適宜、山林火災防ぎょ訓練を実施するなどして予防対策に万全を期す。

2 ポスター、標識板等の設置

町は、山火事防止に関するポスター、標識板などにより、地域住民、通行者、入林者に注意を喚起する。

3 学校教育による防火思想の普及

町は、自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

第5 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

第6 防ぎょ資機材の備蓄

町及び関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

第7 防災活動の促進

町及び関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実に努める。

- 1 火気使用設備・器具の安全化
- 2 住民への指導強化
- 3 出火防止のための査察指導
- 4 初期消火体制の強化

第8 林野火災特別地域の指定

町は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第23節 危険物等災害予防対策

主管部署	危機管理課・消防本部・警察署・気仙沼保健福祉事務所
------	---------------------------

第1 目的

災害時において、危険物（消防法に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

また、事業所等（各施設管理者）は、管理している危険物施設予防対策に努める。

第2 各施設の予防対策

各施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第2「各施設の予防対策」の定めに準ずる。

第3 危険物施設

危険物施設は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第3「危険物施設」の定めに準ずる。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第4「高圧ガス施設」の定めに準ずる。

第5 化学薬品等の出火防止対策

化学薬品等の出火防止対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第5「化学薬品等の出火防止対策」の定めに準ずる。

第6 町長の処置要領

町長の処置要領は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第6「町長の処置要領」の定めに準ずる。

第2.4節 海上災害予防対策

主管部署	危機管理課・地方振興務所・海上保安署・消防本部
------	-------------------------

第1 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。

第2 海上災害に関する基本的な考え方

- 1 海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。更に他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- 2 海難について、人命救助を必要とする場合、第二管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行うこととする。特に陸岸に近い海難については、町長が救護活動を行うこととする。(別表1・2参照)
- 3 重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務は、当該船舶の船長にあるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、海上保安本部、海上災害防止センター等が防除に当たることとする。
- 4 一旦陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分の責任者は、船舶所有者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため町が対応せざるを得ない。(別表3・4参照)

別表1 海難による人身事故における対応と責任者

主 体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助

別表2 海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令

主 体	根拠法令	任務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
南三陸町長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した町長の責務
南三陸警察署	水難救護法第4条	救護の事務に関し町長を補助

※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たった者が災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する

法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

別表3 重油等の流出事故の防除義務者等について

(1) 海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

ア 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

イ 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

(ア) 大量の特定油が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第39条第1項	排出された特定油の広がり及び引き続き特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
・定義 海防法施行規則第29条：特定油……蒸発しにくい油（原油等） ・濃度及び量の基準 海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万c m ³ 当たり10c m ³ 以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量		

(イ) 有害液体物質、廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第40条	海洋が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合においては、当該汚染の原因となった有害液体物質、廃棄物その他の物を排出したと認められる者に対し、除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※ (ア) 及び (イ) の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海

洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

ウ 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの 	海防法第42条の2第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第42条の5第1項	当該危険物による海上火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

(2) 漂着・回収後の油等の処理・処分責任者（指導・監督機関：環境省・都道府県）

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

別表4 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3号、 第42条の36第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講ずることを命じ、又は海上災害防止センターに排出特定油の防除の措置を指示すること。
海上災害防止センター	海防法第42条の36第1項～第2項	海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 (港湾局 地方整備局)	国土交通省設置法第4条第15号・第103号、 第31条第2号	・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
南三陸町	災害対策基本法第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第12条第2号・ 第6号、第34条	・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。) ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第4条、第18条	漁港漁場整備事業の一つとして漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第3 船舶の安全な運航等の確保（海上保安署）

- 1 気仙沼海上保安署は、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 海図、水路図誌等水路図書の整備
 - (2) 港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施
 - (3) 危険物荷役における安全防災対策の指導
 - (4) 航路標識の整備
 - (5) 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施
- 2 港湾管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

第4 職員の配備体制

関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに年1回以上の訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等について徹底を図る。

第5 防災関係機関相互の応援体制（県、町、海上保安署、消防本部）

気仙沼海上保安署と県及び町、消防本部は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する等平常時から連携を強化しておく。

第6 捜索、救助、救急及び医療活動（海上保安署・消防本部）

- 1 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。
- 2 気仙沼海上保安署と県、医療機関、消防本部及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

第7 緊急輸送活動（海上保安署）

気仙沼海上保安署は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

第8 危険物等の大量流出時における防除活動（海上保安署、県、町、消防本部）

気仙沼海上保安署、県及び町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

第9 防災訓練の実施（海上保安署）

気仙沼海上保安署は、県、町及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第10 海上防災知識の普及（海上保安署）

気仙沼海上保安署は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

第25節 航空災害予防対策

主管部署	危機管理課・地方振興務所・海上保安署・消防本部
------	-------------------------

第1 目的

町は、航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努める。

第2 救助・救急、医療及び消火活動

町及び消防本部は、救急・救助用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備に努める。

第3 緊急輸送活動

負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

第26節 道路災害予防対策

主管部署	道路課・土木事務所
------	-----------

第1 目的

道路は、町民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできない重要な施設である。災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時から緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

第2 道路施設等の整備

道路施設等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第5節 第2「道路施設」の定めに従う他、次の対策を実施する。

1 職員の配備体制

町及び道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関相互の応援体制

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町及び道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等、平常時から連携強化を図る。
- (2) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

3 救助・救急・医療及び消火活動

町、医療機関、消防機関等は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時から機関相互間の連携強化を図る。

4 緊急輸送活動

- (1) 南三陸警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 南三陸警察署は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が緊急通行車両等の通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

5 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

町及び道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

6 防災訓練の実施

町及び道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

7 防災知識の普及

町及び道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

第1 目的

大規模災害が発生した場合、町域の広い範囲で住民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、町その他の防災関係機関は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要である。

町は、南三陸町災害対策本部条例及び南三陸町災害対策本部運営規程に基づき、災害等が発生又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施し又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行う。

第2 初動対応の基本的考え方

町その他の防災関係機関は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

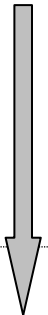
1 迅速な災害応急活動体制の確立

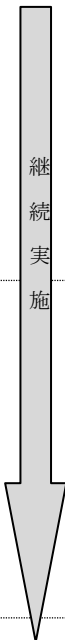
町は、法令及び町防災計画の定めるところにより、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速に展開するため、町その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点による災害応急対策の主な流れを次に示す。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	<ul style="list-style-type: none"> ・町災対本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集、分析、伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・避難所開設の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	<p>災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健、衛生対策の実施 ・遺体の処置（検視・洗浄） ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度～)		<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施



継続実施

第3 町の活動

1 町の体制

- (1) 町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、その他の防災関係機関及び住民等との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- (2) 所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、「南三陸町災害対策本部条例」及び「南三陸町災害対策本部運営規程」等に基づき、警戒本部又は町災対本部を設置する。
- (3) 町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。
 その際、県と町が一体となった体制がとれるよう、県防災計画に定める配備基準及び配備内容等と十分整合を図る。また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者等について定めておく。
- (4) 町災対本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県防災計画に準ずる。
- (5) 町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生が懸念される場合には、複合災害にも対処できる配備体制を構築する。
- (6) 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の出向を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に

係るあつせんを求めることができる。

2 災害救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

3 市町村間の応援協定

町長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

第4 町災対本部等

1 警戒本部（警戒配備・特別警戒配備）

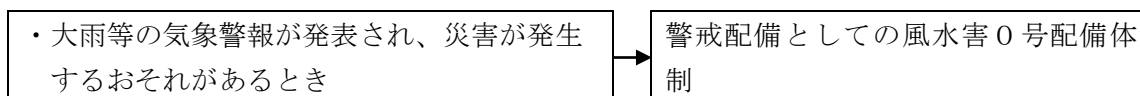
警戒本部は、副町長を警戒本部長、総務課長を副本部長とし、危機管理課長、企画課長、建設課長及び教育総務課長を本部員、その他副町長が指名する職員を本部業務要員として設置する。

なお、警戒本部に準じる警戒体制（0号配備等。対応の統括者は、通常、危機管理課長と予定される。）を敷いた場合も、同様の対応による。

（1） 設置基準

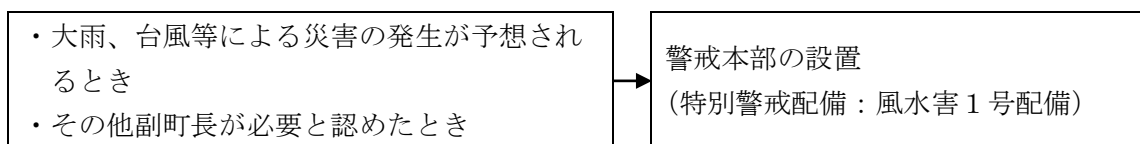
ア 警戒配備（風水害0号配備）

町域に大雨等の気象警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき又は町域に土砂災害警戒情報が発表されたときに、危機管理課長を統括者とする警戒配備体制を敷き、危機管理課等関係課の職員は、情報の収集及び必要に応じた広報等を実施する。



イ 特別警戒配備（風水害1号配備）

大雨、台風等による災害の発生が予想されるとき、その他副町長が必要と認めたときに、副町長を本部長とする警戒本部（本部員：危機管理課長、総務課長、企画課長、建設課長、歌津総合支所長及び教育総務課長）を設置し、情報の収集及び必要に応じた広報等を実施する。



特別警戒配備の設置判断基準の例

- ・河川はん濫に関し、「はん濫危険水位」に達したとき
- ・「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害）」又は「洪水警報」が発表され、現に災害の発生が予想されるとき
- ・内水はん濫に関し、現に内水はん濫が始まったとき
- ・高潮に関し、「高潮警報」が発表され、現に災害の発生が予想されるとき
- ・町の気象観測システム等において1時間雨量が30mmを超えたことを確認し、雨が終息する見込みがないと認められるとき

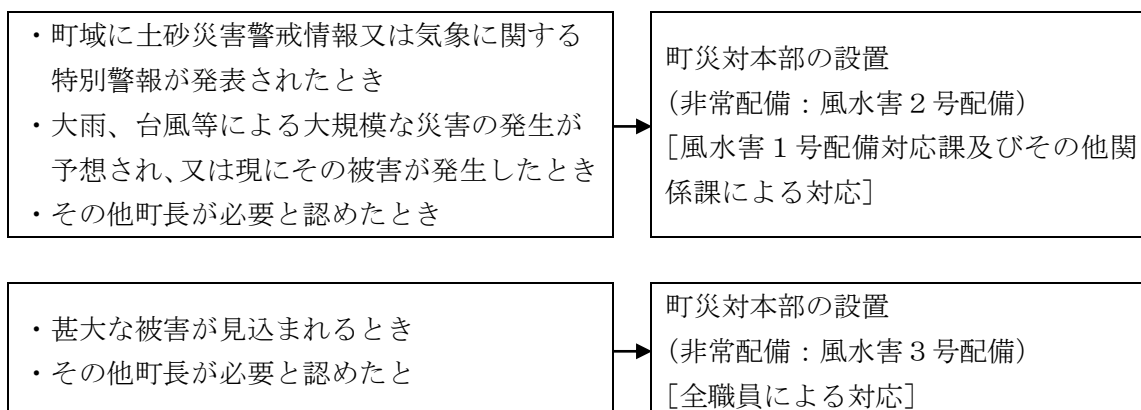
- (2) 設置場所
警戒本部は、本庁舎内に置く。
- (3) 所掌事務
警戒本部の所掌事務は、概ね次のとおりとする。
 - ア 気象等に関する情報の受領及び関係機関への伝達
 - イ 被害の発生状況の把握
 - ウ 宮城県への必要な報告
 - エ 応急措置の実施
 - オ その他必要な事項
- (4) 各課等の防災活動
警戒本部の設置と並行して、関係する各課等においては、必要に応じた防災活動を実施する。
- (5) 廃止基準等
警戒本部の廃止基準等は、次のとおりとする。
 - ア 警戒本部は、警戒本部長が災害の発生のおそれなくなったと認めるときに、廃止する。
 - イ 災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合においては、警戒本部を廃止し、町災対本部を設置する。

2 町災対本部

町災対本部は、「災害対策基本法」並びに「南三陸町災害対策本部条例」及び「南三陸町災害対策本部運営規程」に基づき、町長を本部長として設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

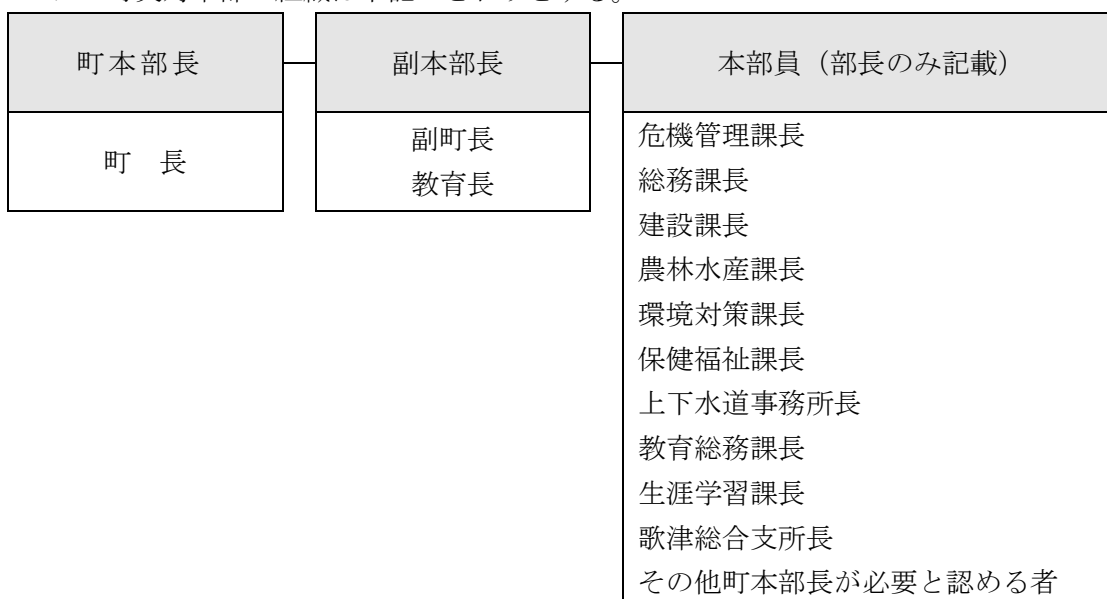
(1) 設置基準

町域に土砂災害警戒情報若しくは気象に関する特別警報が発表されたとき又は大雨、台風等による大規模な災害の発生・甚大な被害が予想され、若しくは現にその被害が発生したとき、その他町長が必要と認めたときに設置し、関係課等の職員又は全職員による非常配備体制を敷く。



(2) 組織等

ア 町災対本部の組織は下記のとおりとする。



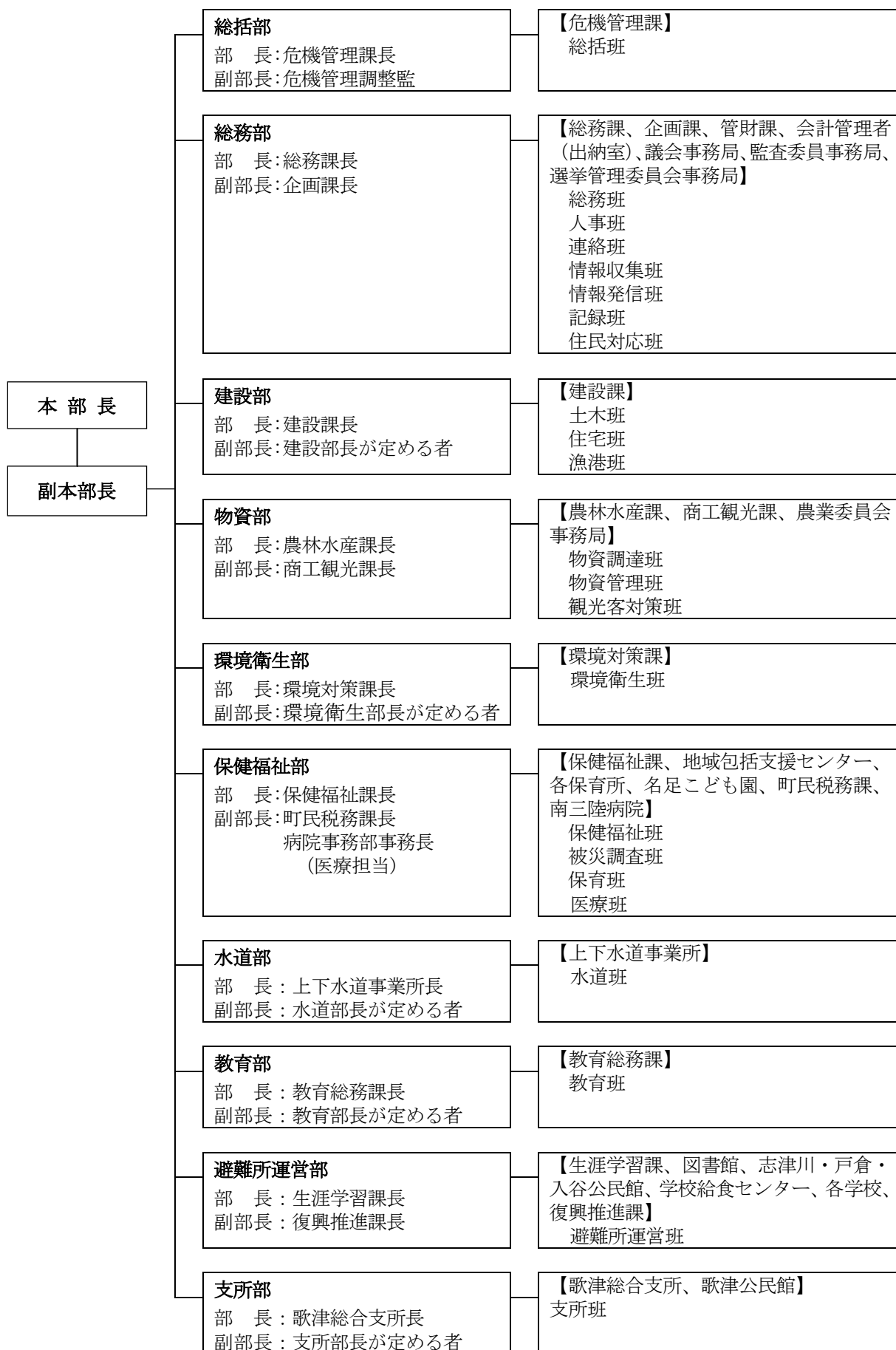
イ 町本部長の代理順位

町長が不在等により町本部長としての指揮を執れない場合、副町長、総務課長、企画課長の順に指揮を執る。

各配備体制の基準内容

配備区分	配備基準	配備体制
警戒配備 (風水害0号配備)	町域に大雨等の気象警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。	情報の収集等、危機管理課ほか関係課（当該関係課は、町長があらかじめ定める。）の職員による対応。統括者は、通常、危機管理課長とする。
特別警戒配備 (風水害1号配備)	大雨、台風等による災害の発生が予想されるとき、その他副町長が必要と認めたとき。	情報の収集等、危機管理課ほか関係課（当該関係課は、町長があらかじめ定める。）の職員による体制。災害警戒本部とし、警戒本部長は副町長とする。
非常配備 (風水害2号配備)	町域に土砂災害警戒情報若しくは気象に関する特別警報が発表されたとき又は大雨、台風等による大規模な災害の発生が予想され、若しくは現にその被害が発生したとき、その他町長が必要と認めたとき。	被害の発生・拡大を防止するための措置を開始するほか、災害対策を実施するとともに、上位配備（全庁全職員体制の風水害3号配備）に直ちに移行できる関係課（風水害1号配備対応課及びその他関係課とし、町長があらかじめ定める。）による体制。災害対策本部とし、本部長は町長が当たる。

配備区分	配備基準	配備体制
非常配備 (風水害3号配備)	甚大な被害が見込まれるとき、その他町長が必要と認めたとき。	被害の拡大等に直ちに対応でき、組織の総力を災害対策に傾注（優先度の低い業務は原則として中断する等）し、対処する体制。災害対策本部とし、本部長は町長が当たる。



町災对本部組織体制図

(3) 町災対本部の所掌事務

町災対本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- ア 風水害等情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- イ 住民の不安を除くために必要な広報
- ウ 消防、水防その他応急措置
- エ 被災者の救助、救護、その他の保護
- オ 施設、設備の応急復旧
- カ 防疫その他の保健衛生
- キ 避難勧告等
- ク 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに供給
- ケ 県災対本部への報告及び要請
- コ 県災対本部との災害応急対策関連事項についての連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ その他必要な災害応急対策の実施

(4) 町災対本部の設置場所

町災対本部は、本庁舎大会議室に置く。なお、本庁舎が被災し、町災対本部の機能を果たさない場合は、下記の順位で移設する。

町災対本部設置代替場所

優先順位	指定場所		電話番号
第1順位	ベイサイトアリーナ文化交流ホール	志津川字沼田56	0226-47-1131
第2順位	総合ケアセンター南三陸	志津川字沼田14-3	0226-46-2601
第3順位	入谷公民館	入谷字水口沢12-3	0226-46-5103

(5) 町災対本部の運営

ア 町災対本部員会議

町災対本部の運営は、町本部長、副本部長及び本部員により構成される町災対本部員会議が災害対策に係る基本方針を決定し、危機管理課がそれに関する事務を担うこととする。

なお、町災対本部員会議においては、情報の共有及び密接な連携実施等のため必要と認められる場合は、県職員及び消防本部職員等、必要な人員を適宜参画させることができることとする。

イ 災害対策活動組織

町における災害対策活動組織として、町災対本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う対策部を設け、町災対本部の決定事項は、町本部長の指示として、各本部員が直接又は本部連絡員を経由して速やかに各対策部に知らしめることとする。また、各対策部長は所属職員に対し周知の徹底を図ることとする。

ウ 町災対本部員会議の協議事項

- (ア) 災害対応の基本方針の決定
- (イ) 災害応急対策に係る全体予算計画の策定
- (ウ) 被害状況の把握
- (エ) 応急措置の指示及び実施状況の把握
- (オ) 特命事項の措置及び実施担当部署の決定
- (カ) 災害救助の実施（災害救助法の適用）
- (キ) 自衛隊の派遣要請

- (ク) 県、他市町及びその他関係機関等への応援要請
 - (ケ) 災害応急対策に要する配備体制の決定等、適正な人員の確保及び配置
 - (コ) その他災害応急対策に係る重要事項の決定及び調整
 - (サ) 現地災対本部の設置
 - (シ) 災害復興本部の設置
 - (ス) 町災対本部の解散
- (6) 町災対本部員会議の公開

町本部長は、激甚な災害が発生した場合において、情報の公開を促進することが町民の混乱を防止し、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施に資すると認められる場合は、町災対本部員会議を公開することができる。

3 現地災対本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、町本部長が特に必要と認めた場合には、町災対本部に現地災対本部を設置し、応急対策にあたる。この場合、町本部長は、本部員の中から現地災対本部長を指名するとともに、その役割、応急対策の内容等について明確にし、応急対策が完了したときは、町災対本部を廃止する。

4 町災対本部の設置及び廃止

町本部長は、町災対本部を設置又は廃止（災害発生のおそれがなくなったと認められるとき、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき又は災害復興本部を設置したとき）は、速やかに次に掲げるもののうち必要と認める機関等に通知及び報告する。

- (1) 県知事
- (2) 防災関係機関
- (3) 隣接市町長
- (4) 自衛隊
- (5) 各報道機関
- (6) 町民等

5 職員参集要領

職員の参集要領は、南三陸町初動マニュアル及び下記の内容で実施する。

- (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法
 - ア 警戒本部が設置された場合、副町長（又は総務課長）は、各課等に対し、庁内放送又は電話等により警戒配備体制を伝達する。
 - イ 職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合又は災害の発生が予想されるときは、直ちに災害対応の指示を受ける。
 - ウ 町災対本部が設置された場合、町本部長（又は総務課長）は、職員に指令する。また、各部長は、町本部長の指示により参集した職員を災害対応のため配備し、町災対本部へ報告する。
- (2) 勤務時間外における職員参集
 - ア 勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、職員階層及び連絡員連絡網による。なお、町災対本部設置等に該当する地震、津波等を覚知した場合、各々所定の職員は自動的に登庁し、配備につく。
 - イ 休日、夜間等勤務時間外における災害発生時の情報を宿日直代行員が受領した場合は、直ちに危機管理課長、防災担当職員に連絡し、連絡を受けた危機管理課長、防災担当職員は、町長に報告し、指示を受ける。

(3) 職員の自主参集

ア 職員は、町災対本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。

イ 職員は、原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難で、かつ連絡が不可能な場合は、原則として避難所に参集し、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

ウ 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに町本部長（各部長）に報告する。

(4) 出勤時の留意事項

勤務時間外での地震災害時に職員が出勤する際は、まず自身、家族等の安全を確保の上、必要な指示を行った上で出勤することとし、次の事項に留意する。

ア 服装及び携行品

出勤時は、防災活動に支障のない安全な服装とする。職員は、速やかに出勤するため、平常時から手袋、帽子、手拭い、水筒、懐中電灯、携帯ラジオ、メモ及び筆記用具等必要な用具を入れたリュックサック等を準備しておく。

また、食料の確保についても配慮する。

イ 出勤途上の緊急措置

出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防署、警察署に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置をとる。

また、その旨を所属課長等に連絡する。

ウ 出勤形態

出勤時には、災害の状況にもよるが、できるだけ車の使用を控え、自転車、オートバイ、徒歩等によることとする。

エ 被害状況の報告

出勤途上において、災害の状況や被害状況等について情報収集を行い、所属課長等に被害の状況を報告する。

第5 消防機関の活動

消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、被害の防止活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出援助活動等所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、災害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、町災対本部及び警察署等の関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う。

この場合、より効果的な活動を行うため、南三陸消防署員を町災対本部へ派遣し、電話による情報伝達が不能となる等の連絡不能な状態に対処する。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火防止、消火、避難誘導、救急・救助を行う。

3 水防管理団体等の活動

災害が発生した場合は、水防管理団体等は次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門^{こうもん}及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6 関係機関との連携

1 町と県との連携

県は、以下のような場合は、「市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員を派遣する。

また、特に被害が甚大と思われ、必要と認めた場合には、現地災対本部を設置する。

町は、県職員等と連携を密にして円滑な応急対策の推進を図るとともに、県による現地災対本部が設置された際も、連携を密にした応急対策の推進を図る。

2 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため、町、県はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

第2節 防災気象情報の伝達

第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当部及び担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	情報収集班 情報発信班	気象情報及び災害情報の収集、伝達に関すること。 県との連絡に関すること。 関係機関への情報伝達に関すること。 住民への情報伝達に関すること。

第3 防災気象情報

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき、特別警報・警報及び注意報(大津波警報・津波警報及び津波注意報を除く。)並びに気象情報(以下「防災気象情報」という。)を次により発表し、防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

その際、対象者に漏れなく、避難行動要支援者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等へ伝達する。

なお、県と仙台管区気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、防災情報として土砂災害警戒情報を発表する。

町長は、本計画書の定めるところにより、防災気象情報を関係機関、住民、その他関係団体に伝達しなければならない。

1 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災気象情報（気仙沼地域）

(1) 警報発表基準

平成 22 年 5 月 27 日現在

発表官署		仙台管区气象台	
南 三 陸 町	府県予報区	宮城県	
	一次細分区域	東部	
	市町村をまとめた地域	気仙沼地域	
警 報	大 雨	(浸水害) 雨量基準	1 時間雨量 50mm
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	95
	洪 水	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		流域雨量指数基準	新井田川流域= 8, 八幡川流域=14
	暴風 (平均風速)		陸上：18m/ s 海上：18m/ s
	暴風雪(平均風速)		陸上：18m/ s 雪を伴う 海上：18m/ s 雪を伴う
	大 雪(12 時間降雪の深さ)		平地：20 c m 山地：25 c m
	有義波高		6. 0m
	潮位		1. 2m
(気象 等に関 する) 特 別 警 報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴 風	暴風が吹くと予想される場合	
	高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
	波 浪		高波になると予想される場合
	暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報(1 時間雨量)		100mm	

(2) 注意報発表基準

平成22年5月27日現在

発表官署		仙台管区气象台	
南 三 陸 町	府県予報区	宮城県	
	一次細分区域	東部	
	市町村をまとめた地域	気仙沼地域	
注 意 報	大雨	雨量基準	1時間雨量 30mm
		土壌雨量指数基準	71
	洪水	雨量基準	1時間雨量 30mm
		流域雨量指数基準	新井田川流域=6, 八幡川流域=8
	暴風(平均風速)		陸上: 13m/s 海上: 13m/s
	暴風雪(平均風速)		陸上: 13m/s 雪を伴う 海上: 13m/s 雪を伴う
	大雪(12時間降雪の深さ)		10cm 15cm
	有義波高		3.0m
	潮位		0.9m
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	融雪		融雪により被害が予想される場合
	濃霧		陸上 100m 海上 500m
	乾燥		ア 最小湿度 45% 実効湿度 65%で、風速 7m/s 以上 イ 最小湿度 35% 実効湿度 60%
	なだれ		ア 山沿いで 24 時間降雪の深さ 40cm 以上 イ 積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上の日が継続
	低温		夏期: 最高・最低・平均気温のいずれかが 1 年より 4~5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期: ア 最低気温が -7℃ 以下 イ 最低気温が -5℃ 以下が数日続くとき
	霜		早霜、晩霜期におおむね 2℃ 以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)
着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高い場合	

(注) 土壌雨量指数: 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

(注) 流域雨量指数: 降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

(注) 警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害が発生にかかわる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準(暫定基準)で運用することがある。

(注) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報・警報

は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報・警報をもって代える。

(注) 冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値

(3) 気象等に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける（平成25年8月30日より適用）。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象警報等の種類								
		大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪
		(土砂災害)	(浸水害)					
特別警報 (重大な災害の 起こるおそれが 著しく大きい)	土砂災害警戒情報	大雨 特別警報 (土砂災害)	大雨 特別警報 (浸水害)	暴風 特別警報	高潮 特別警報	波浪 特別警報	暴風雪 特別警報	大雪 特別警報
		大雨 警報 (土砂災害)	大雨 警報 (浸水害)	暴風 警報	高潮 警報	波浪 警報	暴風雪 警報	大雪 警報
		大雨 注意報		強風 注意報	高潮 注意報	波浪 注意報	風雪 注意報	大雪 注意報

2 消防法に基づき仙台管区气象台長が宮城県知事に対して行う通報

(1) 火災気象通報

仙台管区气象台長は宮城県知事に対して、気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、火災気象通報を実施する。

町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対し、火災に関する気象情報を周知する。

通 報 番 号	通 報 基 準
1	実効湿度 65%以下で最小湿度 45%以下かつ平均風速 7m/s 以上が予想される場合
2	実効湿度 60%以下で最小湿度 35%以下が予想された場合
3	平均風速 13m/s（北～東南東 18m/s）以上が予想された場合 （ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある）

第4 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨によって土砂災害が発生するおそれがある場合、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村を最小単位とし県内の全市町村を発表対象として宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する防災情報である（全 36 市町村・40 区分）。

1 土砂災害警戒情報の内容

- (1) 土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたもので、文章部分では土砂災害発生の危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）を市町村単位等で記述すると共に、簡潔な内容の警戒文を記述する。
- (2) 図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町村単位等で色分けして表示する。また、地震等による暫定基準を運用している地域がある場合はそれを表示する。

2 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表の対象外となることに留意する。

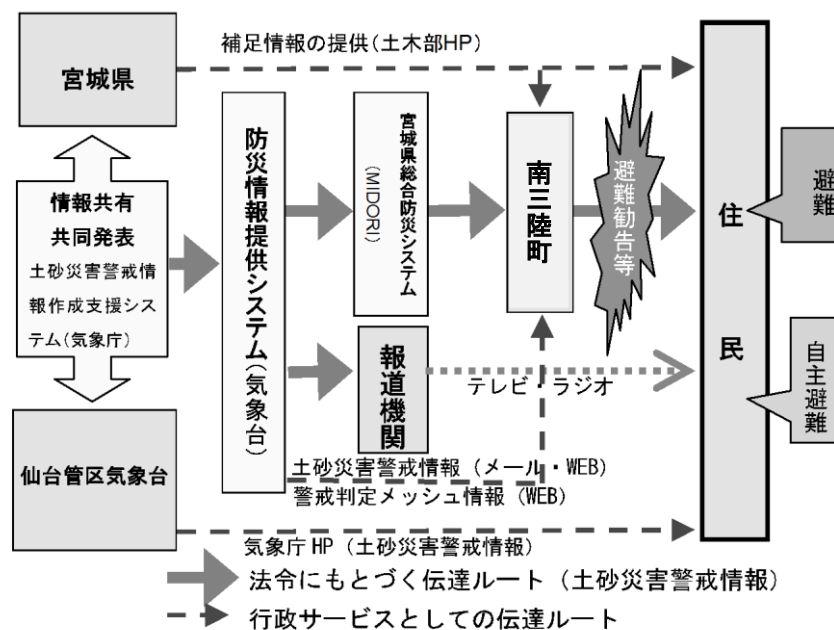
このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

3 土砂災害警戒情報の伝達

気象台は、発表した土砂災害警戒情報を防災情報提供システムにより、県総務部危機対策課等の防災関係機関及び報道機関へ伝達する。また、テレビ・ラジオを通じて住民へ伝達され、自主避難等にも活用する。

県総務部危機対策課は、防災 F A X やメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報を伝達する（土砂災害警戒情報の伝達系統図参照）

町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を住民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に指定されている地域の住民に対して、避難勧告等を発令する。



土砂災害警戒情報の伝達系統図

【土砂災害警戒情報警戒文例】

<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

がけの近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、町から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

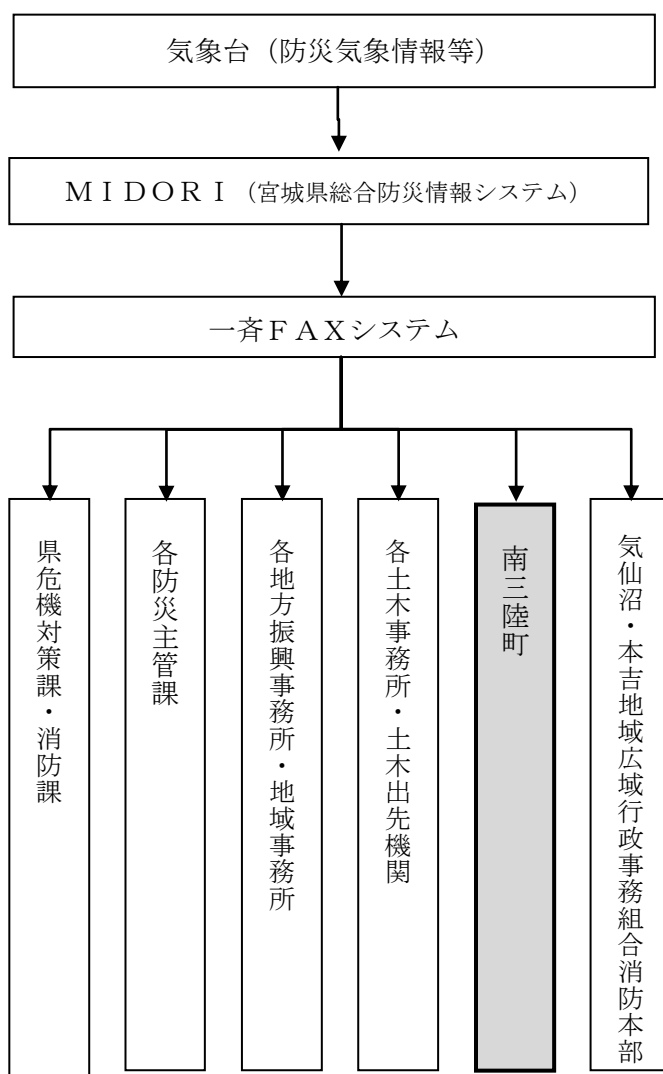
第5 気象警報等の収集・伝達

仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等、及び仙台管区気象台と知事が共同で発表した土砂災害警戒情報については、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達される。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により、市町村等関係機関へ伝達する。町は、その内容を防災行政無線等により地域住民等へ周知するよう努める。

1 防災気象情報等の収集

町は、気象台からの情報の内容を鑑みて、避難勧告又は指示を、防災行政無線、広報車、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。

- (1) 町は、気象台が発表した防災気象情報等について、県（総合防災情報システム（MIDORI）等）を経由する連絡網等により収集する。
- (2) 町は、防災気象情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な情報の把握に努める。



宮城県総合防災情報システム (MIDORI)

2 防災気象情報等の伝達系統

町は、収集した防災気象情報を次により伝達する。

(1) 伝達基準

警戒本部又は町災対本部が設置されたとき。

(2) 伝達内容

ア 警戒本部又は町災対本部の設置

イ 防災気象情報の内容

ウ 発生が予想される災害の内容

(3) 伝達系統

ア 町災対本部内の伝達

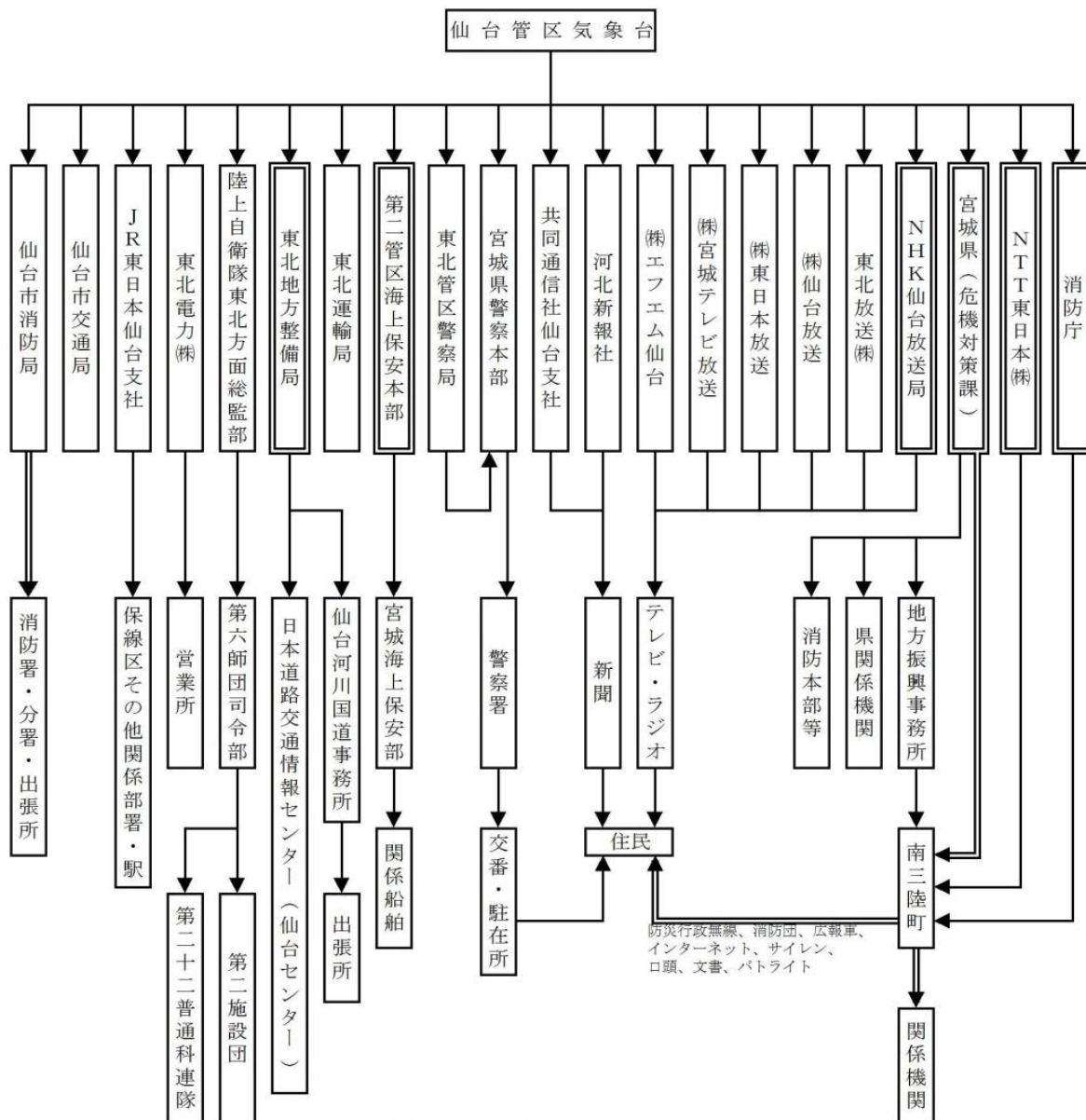
町長は、勤務時間内に地震に関する情報の通知を受けたときは、関係各課長に通知する。

イ 町民に対する広報

町民に対する地震に関する情報の広報は、おおむね次の方法による。

防災気象に関する情報伝達系統図

伝達元	伝達手段 (例)	伝達先
県、仙台管区気象台等	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県総合防災情報システム (MIDORI) 震度情報ネットワークシステム 電話 (衛星電話)、FAX 等 	<ul style="list-style-type: none"> 南三陸町危機管理課 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 南三陸警察署 等
南三陸町危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 電話 (携帯電話等を含む) 電話 (携帯電話等を含む) 広報車、インターネット、サイレン、口頭、文書、緊急速報メール (エリアメール) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 職員 (各配備体制による) ※自主的な参集が原則 消防団 町民 報道 (放送) 機関等
報道 (放送) 機関等	<ul style="list-style-type: none"> テレビ・ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> 町民



注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

第3節 情報の収集・伝達

第1 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、町及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当部及び担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	情報収集班 情報発信班	被害調査の取りまとめに関する事。 県との連絡に関する事。 関係機関への情報伝達に関する事。 異常気象の通報受理に関する事。
各部	各班	所管する通信設備等の応急復旧及び通信の確保に関する事。

第3 災害情報収集・報告

町本部長は大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって情報収集活動を行い被害状況の把握にあたらせるとともに、住民・関係機関及び自主防災組織等の協力を得て情報の収集に努める。

その際、当該災害が、町単独の対応能力のみでは十分な対策を講ずることができないような災害である場合、至急その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報の収集及び報告に努めることとする。

- 1 町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用する。
- 2 町は、以下により被害状況等を速やかに情報収集するとともに、適宜、県及び防災関係機関に報告又は通報する。

(1) 災害情報収集体制

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害情報の把握に万全を期すため、町職員を持って情報収集に当たらせるとともに、各地区の情報について行政区長に協力を求める。

(2) 災害情報の内容

- ア 災害発生のおそれのある異常な現象
- イ 河川の増水、高潮その他の災害発生のある状況
- ウ 住民の避難の状況
- エ 災害が発生している状況
- オ 水防その他の応急対策の活動状況
- カ その他災害情報

(3) 被害状況の調査

町における被害状況の調査は、各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を

得て実施する。

実施要領は、南三陸町災害対策本部運営規程の定めにより実施する。

被害調査区分	調査担当部責任者	関係機関及び関係団体
一 応急対策状況	総括部（危機管理課長）	消防団
〃	総務部（総務課長）	行政区長
般 人的・家屋関係	保健福祉部（町民税務課長）	
公共土木関係	建設部（建設課長）	
水産農林関係	物資部（農林水産課長）	漁業協同組合 農業協同組合 森林組合
商工観光関係	物資部（商工観光課長）	観光協会 商工会
教育施設関係	教育部（教育総務課長）	
水道関係	水道部（上下水道事業所長）	
環境衛生関係	環境衛生部（環境対策課長）	衛生組合長
保健福祉関係	保健福祉部（保健福祉課長）	社会福祉協議会
消防施設関係	総括部（危機管理課長）	消防団

2 情報の伝達

- (1) 町と県間の情報伝達は、主として宮城県防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。
- (2) 町及び県は、宮城県防災行政無線電話が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。
- (3) 町は、同報無線、消防無線を活用して、住民に対し情報の伝達を行う。

3 災害情報等の交換

- (1) 災害情報の種類

町その他の防災関係機関が相互に交換する災害情報等の種類は、次のとおりとする。

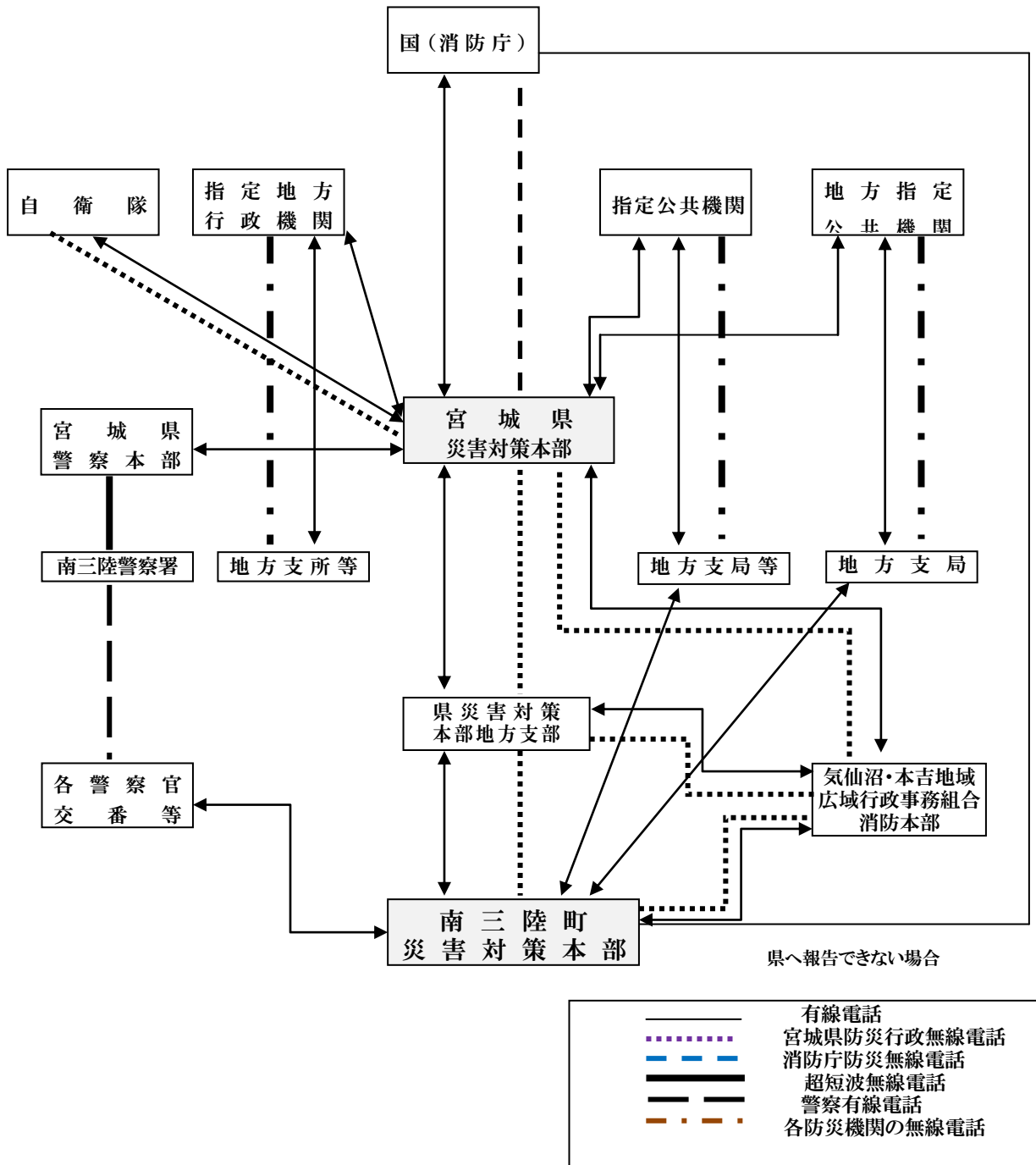
 - ア 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
 - イ 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
 - ウ 法令又は町防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
 - エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項に関すること。
- (2) 災害情報等の相互交換体制

ア 町、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、次により情報共有を図るよう努める。

 - (ア) 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
 - (イ) 関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
 - (ウ) 町本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行う。

イ 町、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。

ウ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである



4 異常現象を発見した場合の通報

(1) 住民からの通報

住民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに関係機関に通報する。また、町は、住民に対し通報の内容、通報先等について周知を行う。

(2) 警察官、海上保安官、消防署員等は、異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報する。

(3) 町 町長は、(1) 又は (2) により通報を受けた場合、その旨を仙台管区气象台その他関係機関に通報する。

(4) 被害状況等の報告

ア 県への報告

(ア) 町は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。

(イ) 町は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、所定の様式により取りまとめの上、概ね10日以内に県に報告する。

イ 災害情報等の通報、報告先

危機管理課及び各担当課が、災害情報及び被害状況を通報、報告する場合の責任者、及び地方機関やその他の関係機関の連絡先は第5節に示す。

第4節 通信・放送施設の確保

第1 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、町及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当部及び担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	情報収集班 情報発信班	防災行政無線の応急復旧及び通信の確保に関すること。 各種通信手段の確保に関すること。
各部	各班	所管する通信設備等の応急復旧及び通信の確保に関すること。

第3 通信・放送手段の確保

1 通信連絡手段

大規模災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、町は、各防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

種別	内容
①一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
②災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
③災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
④町防災行政無線（同報系）	南三陸町独自の放送設備で、町内の情報伝達には有効な通信手段となるが、災害時には途絶もある。
⑤宮城県防災行政無線	地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線局を県庁・合同庁舎・市町村・消防本部等に設置し、衛星系と地上系の2系統で運用している。 ・衛星系 通信衛星のため、災害時における情報伝達機能の充実・強化が図られる。 ・地上系 多重回線において、電話回線、FAX一斉回線は、海、山の2ルート化を図っており、一方の回線が障害を受けても、影響を受けない。
⑥携帯電話（スマートフォン）	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。
⑦PHS	使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。

種 別	内 容
⑧衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。
⑨町防災行政無線（移動系）	町内の情報伝達には有効な通信手段となる。現在携帯型無線機53台、車載型55台の計108台を配備している。
⑩地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
⑪消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
⑫MCA無線システム	(財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
⑬インターネット	データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
⑭災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
⑮災害用伝言板	大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

2 災害時の通信連絡

(1) 防災行政無線施設の確保

ア 町は、災害時における緊急・救助、医療及び消火にかかる情報の収集・連絡等の重要性にかんがみ、防災行政無線等通信手段の確保に努める。

イ 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確保し、支障が生じた施設の復旧を行う。

ウ 避難場所となった学校等と役場庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

(2) 各種通信施設の利用

ア 電気通信設備の優先利用

災害時において通信がふくそうした場合は、「非常・緊急電報」の取り扱いを受け、通信の優先利用を図る。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手続
NTT東日本(株)	非常電報 緊急電報	総務課長	申込み受付番号は、115番 「非常電報」又は「緊急電報」 である旨を告げる。

イ 災害時優先電話の利用

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制をうけずに利用できる電話であり、

災害発生時は、外部発信専用として利用するものである。

電話番号	設置場所	備考
0226-46-5348	役場（本庁）	
0226-46-2607	役場（本庁）	

(3) 専用通信施設の利用

ア 町が設置している専用通信施設は下記のとおりであるが、震災時における通信連絡に当たっては、それぞれの施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

イ 宮城県地域衛星通信ネットワーク（衛星系）

災害時においては、固定一般回線のふくそうが予想されるので、衛星電話での通信確保を図る。

衛星電話番号は、次のとおりである。（一部掲載）

名称	衛星電話番号	設置場所
気仙沼地方振興事務所	72-227-211	総務班
宮城県危機対策課	72-220-8-2375	防災対策班

(4) 電気通信施設が利用できない場合の通信の確保

ア 他の機関が設置する専用通信施設の利用又は使用方法

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、優先通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために通信が必要な場合は、東北地方非常通信協議会で定めた非常通信計画に基づき、通信を確保する。

イ アマチュア無線の活用

非常時において、他に通信連絡手段が確保できない場合においては、町内のアマチュア無線局に対して協力を求める。

アマチュア無線協力者については、あらかじめ代表者から最新の名簿の提供を受けるなどにより、把握する。

3 消防無線通信施設

消防機関では、災害が発生した場合には、緊急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講ずる。

4 放送の依頼

町本部長は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、住民等に対し通知、要請、伝達又は警告等があるときは、放送局に対し情報を提供し、放送の依頼を行う。

(1) 要件

災害のため、電気通信事業用通信施設、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、通信のため特別の必要があるとき。

(2) 手続

次の事項を明らかにして、放送局に対し直接依頼を行う。緊急やむを得ない場合は電話等により行う。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ その他必要事項

5 急使の派遣

災害により通信が途絶した場合又は通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

第5節 災害広報活動

第1 目的

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

また、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりである。

1 町災对本部の担当部

担当部	担当班	担当業務
総務部	情報発信班	町民への防災無線広報に関すること。 報道発表、報道協力要請等報道機関への対応に関すること。 災害広報の実施、記録保存のための資料収集に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	相談窓口、臨時災害相談所の設置、運営に関すること。
各部	各班	所管する通信設備等の応急復旧及び通信の確保に関すること。

2 連絡方法

広報担当区分	責任者	連絡方法
住民担当	住民対応班	防災行政無線、広報車、漁協無線放送
報道機関担当	広報総括者	口頭、電話、文書
防災関係機関担当	総括班	有線放送、無線電話、ファクシミリ
庁内担当	情報発信班	庁内放送

3 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡先	連絡責任者
気仙沼地方振興事務所	24-2121	総務班	
南三陸消防署	46-2677		
南三陸警察署	46-3131	警備課	
気仙沼海上保安署	22-7084		
気仙沼土木事務所	24-2622	総務班	
東日本電信電話(株)宮城支店	022-269-2248	災害対策室	
東北電力(株)気仙沼営業所	22-7137		
東日本旅客鉄道(株)石巻駅	0225-95-0580		
宮交登米バス(株)	0220-22-3064		

第3 社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第3「社会的混乱の防止」の定

めに準ずる。

第4 広報の内容

広報の内容は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第4「広報の内容」の定めにも準ずる。

第5 広報実施方法

広報実施方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第5「広報実施方法」の定めにも準ずる。

第6 広聴報活動

広聴活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第6「広聴活動（相談窓口の設置）」の定めにも準ずる。

第6節 警戒活動

第1 目的

町その他の防災関係機関は、大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	気象情報に関する警戒活動に関すること。 水防警戒活動に関すること
建設部	土木班	道路施設、河川管理施設等の警戒活動に関すること。
物資部	物資調達班	漁港施設、海岸施設の警戒活動に関すること。 農林施設等の警戒活動に関すること。
環境衛生部	環境衛生班	環境対策施設の警戒活動に関すること。
水道部	水道班	下水道施設の警戒活動に関すること。

第3 警戒体制

町その他の防災関係機関は、雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとることとする。

第4 水防活動

- 洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、町その他の防災関係機関は水防活動を実施する。
- 町長は、水防警報等を受報した時は、防災関係機関と連携し、警報段階に応じ、水防活動のため速やかに水防団を出動させ又は出動の準備をさせ、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。水防団の非常配備は次のとおりとする。

待 機	水防団の連絡員を庁舎に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに務め、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におく。 (待機の指令は、水防に関係のある気象の予警報が発せられたとき)
準 備	水防団の幹部は所定の詰所に集合するとともに、資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、樋門、ため池等重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため、一部団員を出動させる。 (準備の指令は、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき)
出 動	水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備に就く。 (出動の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、更に増水し危険が予想されるとき)

- 3 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、町、県の河川管理者等と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水等の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

第5 土砂災害警戒活動

- 1 県は、土砂災害防止法に基づく土石流、地滑り又は河道閉塞による土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を町長に通知し、住民及び関係機関へ周知する。
- 2 町長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合又は土砂災害の発生のおそれがある場合には、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、住民に対し、避難勧告等の必要な措置を講ずる。
- 3 住民は、土砂災害警戒情報の入手に努める。

第6 ライフライン・交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第7 流木防止活動

町及び関係機関は、河川において洪水等によって生じる係留木材の流出事故に備えるため、相互に連携を図りながら材木の流出防止に努める。

第8 船舶避難活動

気仙沼海上保安署及び港湾管理者等は、高潮による船舶、港湾等の災害が発生するおそれがある場合は、船舶の港外への避難により船舶の安全を図るとともに港湾施設の損壊を防止する。

第7節 相互応援活動

第1 目的

大規模災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期す。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害時相互応援協定に関すること。 消防相互応援協定に関すること。 関係機関への応援要請に関すること。

第3 市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第3「市町村間の相互応援活動」の定めに準ずる。

第4 消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第4「消防機関の相互応援活動」の定めに準ずる。

第5 緊急消防援助隊の応援要請及び受入

緊急消防援助隊の応援要請及び受入は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第5「緊急消防援助隊の応援要請及び受入」の定めに準ずる。

第6 広域的な応援体制

広域的な応援体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第6「広域的な応援体制」の定めに準ずる。

第7 受入体制の確保

受入体制の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第7「受入体制の確保」の定めに準ずる。

第8節 災害救助法の適用

第1 目的

町は、大規模災害による被害が大きいときは、町民の生命・財産を守り、応急対策を行うため、知事に対し災害救助法の適用を要請し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者等の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 実施機関及び担当業務

災害救助法に基づく救助に関する担当部及び業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	被害状況報告に関すること(県危機対策管理課関係)。
保健福祉部	被災調査班	被害状況報告に関すること(県保健福祉部総務課関係)。 災害救助法適用に関すること。

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、第1編地震災害対策編 第3章 第5節 第3「災害救助法の適用」の定めに準ずる。

第4 救助の実施

救助の実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第5節 第4「救助の実施」の定めに準ずる。

第9節 自衛隊の災害派遣

第1 目的

町は、大規模災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合は、知事（危機対策課）に対し自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条、及び災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	自衛隊の災害派遣及要請に関すること。

第3 災害派遣の基準及び要請の手続

災害派遣の基準及び要請の手続は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第3「災害派遣の基準及び要請の手続」の定めに準ずる。

第4 自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第4「自衛隊との連絡調整」の定めに準ずる。

第5 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第5「派遣部隊の活動内容」の定めに準ずる。

第6 派遣部隊の受入体制

派遣部隊の受入体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第6「派遣部隊の受入体制」の定めに準ずる。

第7 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第7「派遣部隊の撤収」の定めに準ずる。

第8 経費の負担

経費の負担は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第8「経費の負担」の定めに準ずる。

第10節 救急・救助活動

第1 目的

大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊、流出、落下物及び出火炎上等によって多数の傷病者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町その他の防災関係機関等は、連絡を密にし、速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、地域住民、町内会、自主防災組織、事業所においても防災の基本理念に基づき、自ら救出・救助活動に協力する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	救急・救助に関すること。 救出資機材の調達に関すること。

第3 町の活動

町の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第3「町の活動」の定めに準ずる。

第4 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第4「消防機関等の活動」の定めに準ずる。

第5 警察署の活動

警察署の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第5「警察署の活動」の定めに準ずる。

第6 海上保安署の活動

海上保安署の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第6「海上保安署の活動」の定めに準ずる。

第7 ヘリコプターによる救助・救急搬送

ヘリコプターによる救助・救急搬送は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第7「ヘリコプターによる救助・救急搬送」の定めに準ずる。

第8 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第8「住民及び自主防災組織等の活動」の定めに準ずる。

第9 惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第9「惨事ストレス対策」の定めに準ずる。

第11節 医療救護活動

第1 目的

大規模災害の発生時には、同時に多数の傷病者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	県に対する医療班等の応援要請等に関すること。
保健福祉部	医療班	医療機関等の情報の収集に関すること。 医療、助産に関すること。 救護所の設置、応急救護に関すること。 医薬品、衛生材料等の確保に関すること
	保健福祉班	日本赤十字社との連絡に関すること

第3 医療機関等の情報の収集

医療機関等の情報の収集は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第3「医療機関等の情報の収集」の定めに準ずる。

第4 町の医療救護活動の実施要領

町の医療救護活動の実施要領は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第4「町の医療救護活動の実施要領」の定めに準ずる。

第5 医療機関等の医療救護活動

医療機関等の医療救護活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第5「医療機関等の医療救護活動」の定めに準ずる。

第6 在宅要医療患者の医療救護体制

在宅要医療患者の医療救護体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第6「在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

第7 保健活動の実施

保健活動の実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第7「保健活動の実施」の定めに準ずる。

第12節 交通・輸送活動

第1 目的

大規模災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

町は、傷病者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うため、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	緊急輸送につき関係機関への協力要請に関すること。 緊急通行車両に関すること。 交通規制、交通安全に関すること。
総務部	総務班	町有車両の集中管理及び配車、燃料の確保に関すること。 運送業者の保有する自動車の調達に関すること。
物資部	物資調達班	緊急輸送のための船舶等の確保に関すること。 海上交通に関すること。
建設部	土木班	町道路管理に関すること。 交通規制及び障害物除去等に関すること。
環境衛生部	環境対策班	障害物処理の場所等に関すること。

第3 緊急輸送活動

緊急輸送活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第3「緊急輸送活動」の定めに基づる。

第4 陸上交通の確保

陸上交通の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第4「陸上交通の確保」の定めに基づる。

第5 海上交通の確保

海上交通の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第5「海上交通の確保」の定めに基づる。

第13節 ヘリコプターの活動

第1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となった場合には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、傷病者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	ヘリコプターの派遣要請に関すること。 ヘリコプターの活動支援に関すること。

第3 町の活動体制

町の活動の体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第11節 第3「町の活動体制」の定めに従う。

第14節 避難活動

第1 目的

町その他の防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに警戒体制を整え、住民等を速やかに避難させるため適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、住民等の安全が確保されるまでの間又は住家の復旧がなされるまでの間、管理運営を行う。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	避難の勧告及び指示に関すること。 警戒区域の設定に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	避難者の確認に関すること。 避難所の開設に関すること。 避難者の収容に関すること。
教育部	教育班	児童生徒の避難対策に関すること。 避難所の開設及び避難者の収容に関すること。

第3 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第3「避難の勧告又は指示」の定めに基づき、以下のとおりとする。

第4 避難の準備及び勧告又は指示の内容及び周知

避難の勧告又は指示の内容及び周知は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第4「避難の勧告又は指示の内容及び周知」の定めに基づき、以下のとおりとする。

避難勧告等は、以下の表の防災気象情報等（太字）を参考に、今後の気象予測や巡視等から総合的に判断して発令する。

防災気象情報等

区分	災害種類		防災気象情報等	
	土砂災害	浸水害 (内水はん濫)	洪水（外水はん濫）	
避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報(土砂災害)発表前兆現象(湧水、地下水の濁りや量の変化、流水の異常な濁り、表面流の発生)	大雨警報(浸水害)	洪水警報	はん濫注意情報
避難勧告	土砂災害警戒情報発表前兆現象(溪流内の転石の音、流木の発生、小石の落下、新たな湧水の発生、湧水の濁り)	水位、道路冠水、雨量状況等を参考に する	水位、雨量状況等を参考に する	はん濫警戒情報 避難判断 水位

災害種類 区分	土砂災害	浸水害 (内水はん濫)	洪水 (外水はん濫)
避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報発表中 (実況で基準を超過中) 近隣で土砂災害の発生 近隣で土砂移動現象、前兆 現象(土臭い臭い、地鳴り、 流水の急激な濁り、渓流水 位の激減、湧水の停止・噴 出、亀裂の発生、斜面のはら みだし、小石がぼろぼろ落 下)	水位、道路冠 水、宅地内浸 水、雨量状況等 を参考にする	水位、雨 量、堤防周 辺状況等を 参考にする はん濫危険 情報

第5 避難の誘導

避難の誘導は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第5「避難の方法」の定めに基づる。

第6 避難所の開設及び運営

避難所の開設及び運営は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第6「避難所の開設及び運営」の定めに基づる。

第7 避難長期化への対処

避難長期化への対処は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第7「避難長期化への対処」の定めに基づる。

第8 広域避難者への支援

広域避難者への支援は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第8「広域避難者への支援」の定めに基づる。

第9 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第9「在宅避難者への支援」の定めに基づる。

第15節 応急仮設住宅等の確保

第1 目的

大規模災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている町営住宅への入居のあっせん、民間賃貸住宅の活用、更には被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	応急仮設住宅建設場所の選定等の調整に関する事。
建設部	住宅班	応急仮設住宅の設置に関する事。 災害救助法による被災住宅の応急修理・除去に関する事。 住宅情報に係る相談窓口の設置に関する事。 県に対する応急危険度判定士及び被災宅地判定士派遣の要請に関する事。
保健福祉部	保健総務班	応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定に関する事。
教育部	教育班	応急仮設住宅建設場所等に関する事。

第3 建物等の被害調査

建物等の被害調査は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第3「建物等の被害調査」の定めに基づき実施する。

第4 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理

応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第4「応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理」の定めに基づき実施する。

第5 公営住宅等の活用等

公営住宅等の活用等は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第5「公営住宅等の活用等」の定めに基づき実施する。

第6 民間施設等の活用

民間施設等の活用は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第6「民間施設等の活用」の定めに基づき実施する。

第7 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第

7 「応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備」の定めに従う。

第8 建築資材及び建築技術者の確保

建築資材及び建築技術者の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第8「建築資材及び建築技術者の確保」の定めに従う。

第16節 相談活動

第1 目的

大規模災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問合せや各種相談、要望等に対応するため、町は相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	住民対応班	住民からの問合せの対応に関すること。

第3 町の相談活動

町の相談活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第3「町の相談活動」の定めに基づる。

第17節 避難行動要支援者・外国人対策

第1 目的

大規模な災害の発生時には、特に避難行動要支援者及び外国人に対する様々な応急対策が必要となる。

このため、町、県、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	情報発信班	災害情報の広報に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	避難行動要支援者の安否の確認と救出に関すること。 避難所生活における対策に関すること。
物資部	観光客対策班	旅行者、観光客(以下「旅行者等」という。)に関すること。
教育部	教育班	外国人講師等に関すること。

第3 避難行動要支援者への対策

避難行動要支援者への対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第3「避難行動要支援者への対策」の定めに準ずる。

第4 外国人支援対策

外国人支援対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第4「外国人支援対策」の定めに準ずる。

第5 旅行者への対策

旅行者への対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第5「旅行者への対策」の定めに準ずる。

第18節 家庭動物（ペット）の収容対策

第1 目的

大規模地震・津波災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、社団法人宮城県獣医師会と「災害時における家庭動物の救護活動に関する協定」を締結して、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、関係機関との協力体制を確立する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
環境衛生部	環境衛生班	家庭動物等の保護及び収容に関すること
保健福祉部	保健福祉班	避難所生活における対策に関すること

第3 被災地域における動物の保護

被災地域における動物の保護は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第3「被災地域における動物の保護」の定めに準ずる。

第4 避難所における動物の適正な飼育

避難所における動物の適正な飼育は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第4「避難所における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第5 仮設住宅における動物の適正な飼育

仮設住宅における動物の適正な飼育は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第5「仮設住宅における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

第1 目的

町は、大規模災害時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者等に対する食料を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により食料の調達を図る。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害時相互応援協定締結市町への要請に関すること。 県等に対する食料の調達及びあっせんに関すること。 県等に対する飲料水の調達及びあっせんに関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 県等に対する生活必需品の調達・供給に関すること。
保健福祉部	保健総務班	災害救助法による食料供給事務の総括に関すること。 食料の調達及び供給に関すること。 食料の需要に係る連絡調整に関すること。 義援物資の受入に関すること。 災害救助法による生活必需品供給事務に関すること。 生活必需品の配分に関すること。
物資部	物資調達班	副食等の調達及び供給に関すること。 生活必需品の調達及び供給に関すること。
水道部	水道班	災害救助法による飲料水事務の総括に関すること。 飲料水の確保、供給に関すること。 水道施設等被害の応急復旧に関すること。
教育部	教育班	調達物資の集積場所の確保に関すること。

第3 食料

食料の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第3「食料」の定めに準ずる。

第4 飲料水

飲料水の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第4「飲料水」の定めに準ずる。

第5 生活物資

生活物資の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第5「生活物資」の定め
に準ずる。

第6 物資の輸送体制

物資の輸送体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第6「物資の輸送体制」の定め
に準ずる。

第7 義援物資の受入及び配分

義援物資の受入及び配分は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第7「義援物資の受入
及び配分」の定め
に準ずる。

第8 燃料の調達・供給

燃料の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第8「燃料の調達・供給」の
定め
に準ずる。

第20節 防疫・保健衛生活動

第1 目的

大規模災害時は、被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町及び県は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
環境衛生部	環境衛生班	被災地域の防疫に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	被災地における保健対策に関すること。

第3 防疫

防疫活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第3「防疫」の定めに準ずる。

第4 保健対策

保健対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第4「保健対策」の定めに準ずる。

第5 食品衛生管理

食品衛生管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第5「食品衛生管理」の定めに準ずる。

第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

第1 目的

大規模災害による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関の協力を得て、これらの搜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	行方不明者等の搜索に関すること。 搜索の手配及び県に対する報告に関すること。
環境衛生部	環境衛生班	遺体の収容及び処理に関すること。 遺体の火葬・埋葬に関すること。

第3 遺体等の搜索

遺体等の搜索は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第3「遺体等の搜索」の定めに基づる。

第4 遺体の処理及び収容

遺体の処理及び収容は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第4「遺体の処理及び収容」の定めに基づる。

第5 遺体の火葬、埋葬(環境対策課)

遺体の火葬、埋葬は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第5「遺体の火葬、埋葬」の定めに基づる。

第2.2節 災害廃棄物処理活動

第1 目的

大規模災害時には、建築物の倒壊、流出、及び火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に行い、地区環境の保全を図っていく。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	県に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせんに関すること。
環境衛生部	環境衛生班	廃棄物処理に関すること。
建設部	土木班	障害物除去に係るがれき等に関すること。

第3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、第1編地震災害対策編 第3章 第2.0節 第3「災害廃棄物の処理」の定めに準ずる。

第4 処理体制

処理体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第2.0節 第4「処理体制」の定めに準ずる。

第5 処理方法

処理方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第2.0節 第5「処理方法」の定めに準ずる。

第6 集積場所、資機材の確保

集積場所、資機材の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第2.0節 第6「集積場所、資機材の確保」の定めに準ずる。

第23節 社会秩序の維持活動

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活物資の不足が生じ、この際に売惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、更には流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
物資部	物資調達班	食料、生活必需品の物価監視に関すること。 事業者、関係団体への指導、要請に関すること。
総務部	住民対応班	住民等への正確な情報提供に関すること。

第3 町の活動

町の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第3「町の活動」の定めに準ずる。

第4 警察の活動

警察の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第4「警察の活動」の定めに準ずる。

第5 気仙沼海上保安署の活動

気仙沼海上保安署の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第5「気仙沼海上保安署の活動」の定めに準ずる。

第24節 教育活動

第1 目的

町教育委員会は、大規模災害により学校教育施設等が被災し、又は児童・生徒及び幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童・生徒及び幼児の教育対策等必要な措置を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
教育部	教育班	学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 応急教育場所の選定に関すること。 被災児童・生徒の被害調査に関すること。 応急授業計画に関すること。 教科書及び学用品の確保・給与に関すること。 教職員の確保に関すること。 被災児童・生徒の健康管理に関すること。 給食に関すること。 炊き出しに関すること。 避難所の開設・運営に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	施設利用者の避難、応急手当等に関すること。 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 文化財の被害調査及び保護に関すること。 避難所の開設・運営に関すること。

第3 避難措置

避難措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第3「避難措置」の定めに準ずる。

第4 学校等施設等の応急措置

学校等施設等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第4「学校等施設等の応急措置」の定めに準ずる。

第5 教育の実施

教育の実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第5「教育の実施」の定めに準ずる。

第6 心身の健康管理

心身の健康管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第6「心身の健康管理」の定めに準ずる。

第7 学用品等の調達、供与

学用品等の調達、供与は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第7「学用品等の調達、供与」の定めに基づる。

第8 学校給食対策

学校給食対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第8「学校給食対策」の定めに基づる。

第9 通学手段の確保

通学手段の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第9「通学手段の確保」の定めに基づる。

第10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第10「学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置」の定めに基づる。

第11 災害応急対策への生徒の協力

災害応急対策への生徒の協力は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第11「災害応急対策への生徒の協力」の定めに基づる。

第12 社会教育施設等の応急対策

社会教育施設等の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第12「社会教育施設等の応急対策」の定めに基づる。

第13 文化財等の応急措置

文化財等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第13「文化財等の応急措置」の定めに基づる。

第25節 防災資機材及び労働力の確保

第1 目的

大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するための防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の確保が必要となる。

このため、町その他の防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、万全を期す。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害対策に必要な物資の調達に関すること。 消防資機材の調達に関すること。 労働力の確保に関すること。 災害時相互応援協定に関すること。 関係機関への職員派遣要請に関すること。 労働力の配分に関すること。
総務部	総務班	集会所等の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
建設部	土木班	土木施設等の復旧及び障害物除去に係る資機材の確保に関すること。 防災用資機材の確保に関すること。
物資部	物資調達班	農林関係の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。 燃料等の確保に関すること。
	物資管理班	商工観光関係の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
環境衛生部	環境衛生班	衛生処理関係の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
水道部	水道班	水道施設の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
教育部	教育班	学校施設の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	社会教育施設の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	ボランティア、日赤奉仕団等との連絡調整に関すること。

第3 緊急使用のための資機材の調達

緊急使用のための資機材の調達は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第3「緊急使用

のための資機材の調達」の定めに準ずる。

第4 労働者の確保

労働者の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第4「労働者の確保」の定めに準ずる。

第5 応援派遣による技術者等の動員

応援派遣による技術者等の動員は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第5「応援派遣による技術者等の動員」の定めに準ずる。

第6 従事命令等による応急措置の業務

従事命令等による応急措置の業務は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第6「従事命令等による応急措置の業務」の定めに準ずる。

第26節 公共土木施設等の応急対策

第1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活や社会又は経済活動はもとより、大規模災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設管理者については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
建設部	土木班	道路施設、河川管理施設等の被害状況把握に関する事 施設等の応急措置及び応急復旧に関する事。
物資部	物資調達班	漁港施設、海岸施設の被害状況把握に関する事。 施設等の応急措置及び応急復旧に関する事。 農林施設等の被害状況把握に関する事。 施設等の応急措置及び応急復旧に関する事。
環境衛生部	環境衛生班	環境対策施設の被害状況把握に関する事。 施設等の応急措置及び応急復旧に関する事。
水道部	水道班	下水道施設の被害状況把握に関する事。 施設等の応急措置及び応急復旧に関する事。

第3 道路施設

道路施設の応急対策は、は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第3「道路施設」の定めに準ずる。

第4 海岸保全施設・漁港施設

海岸保全施設・漁港施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第4「海岸保全施設・漁港施設」の定めに準ずる。

第5 河川管理施設等

河川管理施設等の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第5「河川管理施設等」の定めに準ずる。

第6 砂防、治山施設

砂防、治山施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第6「砂防、治山施設」の定めに準ずる。

第7 農地、農業施設

農地、農業施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第7「農地、農業施設」の定めに準ずる。

設」の定めに準ずる。

第8 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第8「廃棄物処理施設」の定めに準ずる。

第9 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第9「被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施」の定めに準ずる。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

第1 目的

大規模災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は、相互に緊密な連携を図りながら、機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努める。

町は、必要に応じ、各ライフライン事業者等が実施する応急復旧計画に協力をする。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	上下水道等施設の復旧対策に係る県本部長に対する応援要請に関すること。 各事業所に対する応援要請に関すること。 電気・ガス等施設の被害状況の把握に関すること。
水道部	水道班	水道施設の被害状況の把握に関すること。 水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施に関すること。 下水道施設の被害状況の把握に関すること。 下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施に関すること。

第3 水道施設

水道施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第3「水道施設」の定めに従う。

第4 下水道施設

下水道施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第4「下水道施設」の定めに従う。

第5 電力施設

電力施設（東北電力㈱気仙沼営業所）の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第5「電力施設（東北電力㈱気仙沼営業所）」の定めに従う。

第6 ガス施設

ガス施設（（一社）宮城県LPガス協会・三陸支部）の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第6「ガス施設（（一社）宮城県LPガス協会・三陸支部）」の定めに従う。

第7 電信・電話施設

電信・電話施設(東日本電信電話(株)宮城支店)の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第7「電信・電話施設(東日本電信電話(株)宮城支店)」の定めに準ずる。

第28節 農林水産業の応急対策

第1 目的

大規模災害により農業生産基盤、林道、治山施設、養殖施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜被害や、燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため町は、県及び各関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な応急対策を実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
物資部	物資調達班	農業災害に係る応急対策に関すること。 関係機関への協力要請に関すること。 林業災害に係る応急対策に関すること。 関係機関への協力要請に関すること。 水産災害に係る応急対策に関すること。 関係機関への協力要請に関すること。

第3 農業

農業の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第27節 第3「農業」の定めに準ずる。

第4 林業

林業の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第27節 第4「林業」の定めに準ずる。

第5 水産業

水産業の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第27節 第5「水産業」の定めに準ずる。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

第1 目的

大規模な自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
各部	各班	二次災害防止に関すること。
物資部	物資調達班	風評被害等の軽減に関すること。
総括部	総括班	複合災害防止に関すること。

第3 二次災害の防止活動

二次災害の防止活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第3「二次災害の防止活動」の定めに準ずる。

第4 風評被害等の軽減対策

風評被害等の軽減対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第4「風評被害等の軽減対策」の定めに準ずる。

第5 複合災害軽減対策

複合災害軽減対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第5「複合災害軽減対策」の定めに準ずる。

第30節 応急公用負担等の実施

第1 目的

大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、更には区域内の住民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	応急公用負担の実施に関すること。

第3 応急公用負担等の権限

応急公用負担等の権限は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第3「応急公用負担等の権限」の定めに準ずる。

第4 公用令書の交付

公用令書の交付は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第4「公用令書の交付」の定めに準ずる。

第5 手続

手続は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第5「手続」の定めに準ずる。

第6 事前措置計画

事前措置計画は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第6「事前措置計画」の定めに準ずる。

第7 損失補償及び損害補償等

損失補償及び損害補償等は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第7「損失補償及び損害補償等」の定めに準ずる。

第31節 ボランティア活動

第1 目的

町は、大規模災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、南三陸町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつけるボランティアの活動を支援・調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	情報発信班	災害ボランティアセンターへの情報の提供に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	ボランティアの受入窓口に関すること。 ボランティア活動に係る日赤分区等及び町社協との連絡調整に関すること。
各部	各班	専門ボランティアの受入に関すること。

第3 ボランティア受付窓口の設置

ボランティアの受付窓口の設置は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第3「ボランティア受付窓口の設置」の定めに準ずる。

第4 ボランティアニーズの把握

ボランティアニーズの把握は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第4「ボランティアニーズの把握」の定めに準ずる。

第5 専門ボランティア

専門ボランティアの活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第5「専門ボランティア」の定めに準ずる。

第6 NPO/NGOとの連携

NPO/NGOとの連携は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第6「NPO/NGOとの連携」の定めに準ずる。

第3.2節 海外からの支援の受入

第1 目的

町は、大規模災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	関係機関との協力体制の連絡調整に関すること。

第3 海外からの救援活動の受入

海外からの救援活動の受入は、第1編地震災害対策編 第3章 第3.1節 第3「海外からの救援活動の受入」の定めに準ずる。

第4 救援内容の確認

救援内容の確認は、第1編地震災害対策編 第3章 第3.1節 第4「救援内容の確認」の定めに準ずる。

第5 関係機関との協力体制

関係機関との協力体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第3.1節 第5「関係機関との協力体制」の定めに準ずる。

第3.3節 火災応急対策

第1 目的

大規模発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りながら、全機能を上げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、住民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、火災が発生した場合は、消防機関が行う消火活動等に協力する他、出火防止及び初期消火活動を行う。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	消防広域応援に係る連絡、調整に関すること。 消防活動に関すること。
物資部	物資調達班	海上火災に伴う措置に関すること。

第3 消火活動の基本

消火活動の基本は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第3「消火活動の基本」の定めに従う。

第4 町本部長の措置

町本部長の措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第4「町本部長の措置」の定めに従う。

第5 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第5「消防機関等の活動」の定めに従う。

第6 気仙沼海上保安署の活動

気仙沼海上保安署の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第6「気仙沼海上保安署の活動」の定めに従う。

第7 惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第7「惨事ストレス対策」の定めに従う。

第8 事業所の活動

事業所の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第8「事業所の活動」の定めに従う。

第9 自主防災組織等の活動

自主防災組織等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第9「自主防災組織等の活動」の定めに基づる。

第10 町民の活動

町民の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第10「町民の活動」の定めに基づる。

第34節 林野火災応急対策

第1 目的

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ確かな消防活動を行う。また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	消防広域応援に係る連絡、調整に関すること。 消防活動に関すること。
物資部	物資調達班	林野火災に伴う措置に関すること。

第3 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民等に対して警戒心を喚起し火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

1 火災警報の発令等

町は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民等への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

2 火災警報の周知徹底

火災警報の住民等への周知は、サイレン、掲示板、吹出し、旗等消防信号による信号方法によるほか、広報車による巡回広報、同報行政無線等により周知徹底する。

第4 林野火災の防ぎょ

消防本部は、火災発生時の通報通信連絡体制、防ぎょ隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

1 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄の消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を指令する。これと並行して森林管理署、南三陸警察署、農林振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民等に対する伝達は、サイレン、同報行政無線、広報車等により行う。

また、火災の規模等から必要と認めるときは、県気仙沼地方県事務所を通じ、県消防課に通報する。

2 防ぎょ隊の編成及び出動基準

林野消防隊は、消防職員及び消防団をもって編成し、消防長又は消防署長の所轄下のもとに林野火災の防ぎょを担当する。

隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

防ぎよ隊の出動区分は、応急出動、通常出動及び総員出動とする。

応急出動は、出火を発見した者及び付近住民、消防団員等で応急に出動するものをいう。

通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区域の隣接区域等に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防職員又は消防団の全部及び協力関係にある自衛消防隊を出動させるものをいう。

3 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が消防本部の消防体制では防ぎよ困難と認められる場合、消防本部は「第3章第4節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請を行う。

4 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が重大事に至るおそれがあり、隣接市町村等の応援によっても防ぎよが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第6節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

5 指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動が必要な場合は、指揮本部を開設し消防長が本部長となる。

火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長が協議して定める。

指揮本部は、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる場所に設置するように努める。

指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

6 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、涯水、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠水には伐開防火線、地表下には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の作設を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎよ力を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。なお、飛火、残火処理に留意する。

7 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

- (1) 地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合。
- (2) 火災規模に対して地上の防ぎよ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む。）が不足又は不足すると判断された場合。
- (3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予想される場合。

なお、空中消火資機材の使用については「宮城県空中消火資機材運営要綱」（昭和51年3月8日施行）の定めるところによる。

第5 町の措置

町は、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するよう努める。なお、応急活動について特に必要があると認めるときは県に対し、指導助言等を求める。

第35節 危険物施設等の安全確保

第1 目的

大規模災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講ずるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	危険物施設の被害状況の把握に関すること。 災害の発生又は拡大防止のための応急措置に関すること。
総務部	総務班 情報発信班	地域住民に対する危険物災害発生 of 広報に関すること。 危険物施設災害の住民への広報に関すること。
物資部	物資調達班	危険物流失時の水産関係団体との連携・除去に関すること。
建設部	土木班	危険物流失時の道路、河川管理及び除去に関すること。
水道部	水道班	危険物流失時の下水道管理及び除去に関すること。

第3 住民への広報

住民への広報は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第3「住民への広報」の定めに基づき、

第4 危険物施設

危険物施設の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第4「危険物施設」の定めに基づき、

第5 高圧ガス施設

高圧ガス施設の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第5「高圧ガス施設」の定めに基づき、

第6 毒物・劇物貯蔵施設

毒物・劇物貯蔵施設の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第6「毒物・劇物貯蔵施設」の定めに基づき、

第36節 海上災害応急対策

第1 目的

海上災害が発生した場合、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関がとるべき応急対策について定める。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

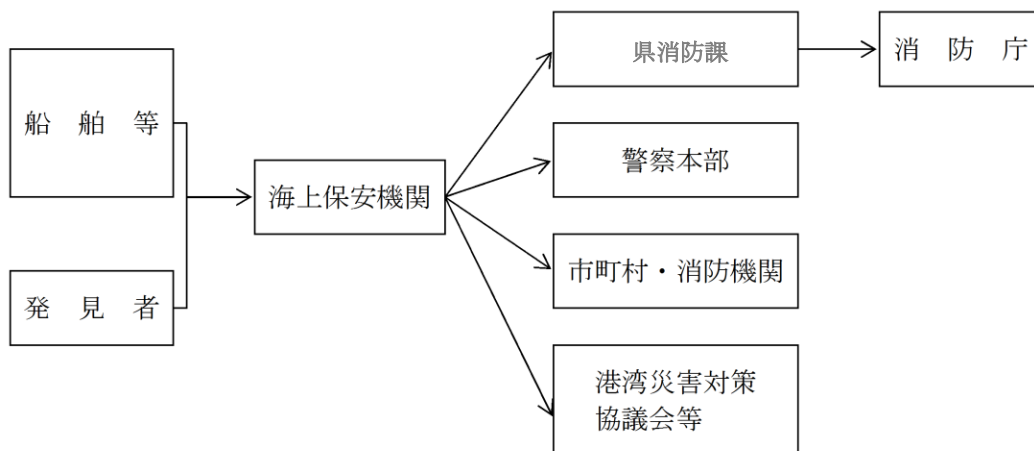
担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	海上災害の被害状況の把握に関すること。
総務部	情報発信班	海上災害の住民への広報に関すること。
物資部	物資調達班	関係団体との連携・除去に関すること。

第3 事故発生時における応急対策

1 情報の収集及び伝達

夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況等



情報の収集・連絡体制

- ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況
 - イ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
 - ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
 - エ 水路、航路標識の異常の有無
 - オ 港湾等における避難者の状況
- (2) 陸上における被害状況
- (3) 関係機関等の対応状況
- (4) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 海難救助等

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機又は特殊救難隊によりその救助活動を行う。
- (2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火を行うとともに、必要に応じて協力を要請する。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、船舶航行の制限又は禁止及び避難勧告を行う。

3 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ、積極的に実施する。

4 流出油等の防除

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇、航空機又は機動防除隊を現地に出勤させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- (2) 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- (3) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、機動防除隊及び巡視船艇に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保について協力を要請する。

5 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異常が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

6 危険物の保安措置

危険物の保安については次に掲げる措置を講ずる

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

7 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄の市町長にその旨を通知する。

8 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機等により次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域は、重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第4 町の措置

- 1 町は、被害が及ぶおそれがある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。
- 2 町は、流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。
- 3 町は、被害の拡大を防止するため、必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を知事に要請する。

第5 消防本部の措置

- 1 消防機関が所有する資機材を活用し、気仙沼海上保安署が行う人命救助等に協力するとともに、傷病者の搬送等を行う。
- 2 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する

第6 宮城県 の措置

- 1 港湾管理者は、災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。
- 2 港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部、若しくは町から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港湾施設に及ぶ被害を防止するための措置を講ずる。

第7 南三陸警察署の措置

- 1 警察機関が所有する資機材を活用し、気仙沼海上保安署と協力の上、人命救助、行方不明者等の捜索を行う。
- 2 被害の及ぶおそれのある沿岸住民等の安全を図るため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、禁止等の措置を講ずるとともに、直ちにその旨を町長に通知する。
- 3 住民等の避難路の確保、防災関係機関の車両等の通行の確保、及び一般車両等の交通混雑の

防止のため必要があると認める場合は、一般車両の通行制限、禁止等の措置を講ずる。

第8 関係団体の措置

- 1 宮城県沿岸流出油災害対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、対策協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。
- 2 オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

第37節 航空災害応急対策

第1 目的

航空機事故による災害から、乗客及び地域住民を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	航空機事故災害の被害状況の把握に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。
総務部	情報発信班	航空機事故災害の住民への広報に関すること。

第3 事故発生時における応急対策

1 消防本部の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、町及び関係機関に通報する。
- (2) 事故発生時に火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- (3) 傷病者が発生した時は、気仙沼市医師会等医療機関の協力を得て、医療班を編成し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。又必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 災害の規模が大きく消防本部で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。
- (5) 消防、救急活動について必要と認めるときは、県に対し、指導、助言を求める。

2 町の措置

- (1) 消防機関等からの通報により航空機災害を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- (2) 消防機関等から、被災者の救護所、収容所、及び遺体収容所等の設置の要請があった場合は、速やかに手配、設置を行う。
- (3) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (4) 被災者の救助及び消防活動等のため、必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- (5) 多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難と認める場合は、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

3 南三陸警察署の措置

- (1) 航空機災害の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示、警告及び誘導を実施する。
- (3) 町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域

を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合はその旨市町村へ通報する。

- (4) 死傷者が発生した場合は、行方不明者の捜索及び人命救助活動を実施する。
- (5) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の救援活動を実施する。

4 気仙沼海上保安署の措置

航空機災害の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。

第38節 道路災害応急対策

第1 目的

道路災害による傷病者等の発生や、道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	道路災害の被害状況の把握に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。
総務部	情報発信班	道路災害の住民への広報に関すること。
建設部	土木班	町道災害の応急対策に関すること。

第3 事故発生時における応急対策

1 町、県、及び国（東北地方建設局）の対応

(1) 被災状況の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

(2) 傷病者等の救助救出

町及び消防本部は、道路災害による傷病者が発生した場合には、関係機関等と連携を図りながら、速やかに救助救出活動を行う。

(3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確立

道路管理者は、道路が災害を受けた場合は、障害物の除去、及び応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両及び緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

(4) 二次災害の防止

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急対策を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

第1 目的

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者並びに家屋の倒壊及び消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。

そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活を回復するため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期すものであり、長期的な視点から地震・津波に強いまちを構築していく。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等

災害復旧・復興の基本方向の決定等は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第2「災害復旧・復興の基本方向の決定等」の定めに準ずる。

第3 災害復旧計画

災害復旧計画は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第3「災害復旧計画」の定めに準ずる。

第4 災害復興計画

災害復興計画は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第4「災害復興計画」の定めに準ずる。

第5 災害復興基金の設立等

災害復興基金の設立等は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第5「災害復興基金の設立等」の定めに準ずる。

第2節 生活再建支援

第1 目的

町は、国・県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し、積極的な措置を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
保健福祉部	保健福祉班	生活保護世帯への支援に関すること。 災害義援金の支給に関すること。 り災証明の発行に関すること。 生活福祉資金の貸付の相談に関すること。 一般住宅復興資金の相談に関すること。 災害弔慰金等の支給に関すること。 保育料等の減免に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	税負担等の軽減に関すること。
教育部	教育班	授業料等の減免に関すること。
水道部	水道班	下水道使用料の減免に関すること。

第3 り災証明の発行

り災証明の発行は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第3「り災証明の発行」の定めに従う。

第4 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第4「被災者生活再建支援制度」の定めに従う。

第5 地震保険の活用

地震保険の活用は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第5「地震保険の活用」の定めに従う。

第6 資金の貸付け

資金の貸付けは、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第6「資金の貸付け」の定めに従う。

第7 生活保護

生活保護は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第7「生活保護」の定めに従う。

第8 その他救済制度

その他救済制度は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第8「その他救済制度」の定めに従う。

準ずる。

第9 税負担等の軽減

税負担等の軽減は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第9「税負担等の軽減」の定め
に準ずる。

第10 応急金融対策

応急金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第10「応急金融対策」の定め
に準ずる。

第11 雇用対策

雇用対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第11「雇用対策」の定め
に準ずる。

第12 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第12「相談窓口の設置」の
定め
に準ずる。

第3節 住宅復旧支援

第1 目的

町は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
建設部	住宅班	住宅情報に係る相談窓口に関すること。 災害公営住宅の建設等に関すること。
総務部		防災集団移転促進事業に関すること。

第3 一般住宅復興資金の確保

一般住宅復興資金の確保は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第3「一般住宅復興資金の確保」の定めに準ずる。

第4 住宅の建設等

住宅の建設等は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第4「住宅の建設等」の定めに準ずる。

第5 防災集団移転促進事業の活用

防災集団移転促進事業の活用は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第5「防災集団移転促進事業の活用」の定めに準ずる。

第5節 都市基盤の復興対策

第1 目的

町民生活や産業活動の早期回復を図るため、町及び関係機関は、被災した道路・鉄道・港湾等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティ復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部 建設部 物資部 環境衛生部		防災まちづくりに関すること。

第3 防災まちづくり

防災まちづくりは、第1編地震災害対策編 第4章 第5節 第3「防災まちづくり」の定めに基づき、準ずる。

第4 想定される計画内容例

想定される計画内容例は、第1編地震災害対策編 第4章 第5節 第4「想定される計画内容例」の定めに基づき、準ずる。

第6節 義援金の受入、配分

第1 目的

大規模地震・津波災害時には、国内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
保健福祉部	保健福祉班	義援金の受入、配分に関すること。

第3 受入

義援金の受入は、第1編地震災害対策編 第4章 第6節 第3「受入」の定めに準ずる。

第4 配分

義援金の配分は、第1編地震災害対策編 第4章 第6節 第4「配分」の定めに準ずる。

第7節 激甚災害の指定

第1 目的

町域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、町は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	激甚災害指定に関すること。

第3 激甚災害の調査

激甚災害の調査は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第3「激甚災害の調査」の定めに従う。

第4 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第4「激甚災害指定の手続」の定めに従う。

第5 特別財政援助の交付(申請)手続

特別財政援助の交付(申請)手続は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第5「特別財政援助の交付(申請)手続」の定めに従う。

第6 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第6「激甚災害指定基準」の定めに従う。

第8節 災害対応の検証

第1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策の取組が、町民の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返ることは、今後の災害発生時における被害の軽減に有意に資すると考えられる。

そのため、過去の災害等について災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害対応の検証、記録保存に関すること。

第3 検証の実施

検証の実施は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第3「検証の実施」の定めに準ずる。

第4 検証体制

検証体制は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第4「検証体制」の定めに準ずる。

第5 検証の対象

検証の対象は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第5「検証の対象」の定めに準ずる。

第6 検証手法

検証手法は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第6「検証手法」の定めに準ずる。

第7 検証結果の防災対策への反映

検証結果の防災対策への反映は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第7「検証結果の防災対策への反映」の定めに準ずる。

第8 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第8「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。